

北海道議會時報

特集 第四回定例道議會

第8卷 第1号
昭和31年1月



北海道議會事務局

北海道議會時報第8卷第1号(昭和30年第4回定例道議會)

— 第 1 号 目 次 —

議会の動き

第四回定例道議会	1
本 会 議	2
決議・意見書	20
常任委員会	24
特別委員会	37
予算特別委員会	
決算特別委員会	
総合開発調査特別委員会	
漁業法及び水産業協同組合法改正に関する調査特別委員会	
請 願・陳 情	4
合 会	
全国都道府県議会議長会	41

資 料

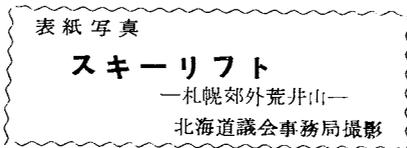
第二十三臨時国会の展望	42
北海道開発推進決議案可決さる	44
昭和三十一年度予算政府案決まる	45
附 昭和三十一年度財政投融资資金計画	
義務教育費国庫負担金一月交付額	52
三十年産米推定実収高	52
第四回定例道議会の議決を経た条例の公布調	41

雑 録

地方行政疑義問答集	56
報道から拾う	57
「緊急逮捕」は合憲	
景品の買戻しは風俗営業取締法違反	
独禁法の緊急停止命令を喰った二億円の福引抽籤付新聞販売	

図書室だより	59
--------	----

十二月のメモ	
--------	--



議会の動向

K.U

第四回定例道議會

昭和三十年とう尾の第四回定例道議會は、十二月二十日招集、同日開会された。主要議題は三十年度地方財政特別措置による地方交付税八億余円の増額を財源とする追加更正予算で、この方は別に問題はなかつたが、前議會から継続的林議員の緊急質問等に関する調査の件が最後まで尾を引き、更に昭和二十九年決算の未提出問題、高校入学者選抜問題などをめぐつて烈しい論戦がかわされ会期延長二回の後、二十九日未明ようやく閉会された。

なお、議事の経過次のとおり。

提 案 者	提 出 案 件	議 決 の 要 領			
		原 案 可 決	同 意 議 決	継 続 審 査	計
知 事	三九	三三	五	一	三九
議 員	四五	五	五	一	四五
計	四四	三八	五	一	四四

○ 本会期中の緊急質問
 ○ 昭和二十九年決算算提出及び監査委員補充について
 阿部議員（自民）

第四回定例道議會に知事から提出のあつた案件

提出月日	番 號	件 名	議 事 經 過
一一、二〇	一	昭和三十年度北海道歳入歳出追加更正予算	一、二、二七 原案可決
	二	昭和三十年度北海道農産物検査費歳入歳出追加予算	同
	三	昭和三十年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
	四	昭和三十年度北海道転貸資金歳入歳出追加予算	同
	五	昭和三十年度北海道医科大学費歳入歳出追加予算	同
	六	昭和三十年度北海道病院費歳入歳出追加更正予算	同
	七	昭和三十年度北海道電気事業費歳入追加更正予算	同
	八	昭和三十年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算	同
	九	昭和三十年度北海道用品事業費歳入歳出追加予算	同
	一〇	北海道起債議決変更の件	同
	一一	北海道起債議決変更の件	同
	一二	北海道起債議決変更の件	同
	一三	北海道起債議決変更の件	同

本 会 議

○十二月二十日 午後一時四十八分荒議長開会を宣し、引続き開議、会議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議長より元道会議員幡野直次君去る十二月十日逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、ついで日程に入り、日程第一議案第一号乃至第三十四号を議題に供し、知事の説明を聴取の後、議案第十八号は委員会の審査を省略して原案可決、次に阿部議員（道政）より昭和二十九年年度決算提出について、(2)監査委員の補充について緊急質問があり、知事より答弁、阿部議員より三回にわたつて再質疑が行われた後、議案調査のため明二十一日、二十二日は休会とすることに決し、午後二時二十五分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十年年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他につきましてその大要を御説明申し上げます。

今回政府においては、地方財政の窮状に鑑み「昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法」を制定し、地方公共団体に対する財源附与の特別措置を講じたのでありますが、この特別措置のなされた趣旨に照し、過激策定いたしました一道財政の健全化に関する計画」に基づく歳入の確保並びに歳出の抑制等の諸措置については、これが遂行に努め、その実効を期することとして、今次予算の編成に当つた次第であります。

仍ち、先づ義務費未措置分を計上して道財政における実質赤字の解消に努めますと共に、地方公共団体としての使命遂行上緊急に措置を要する経費に重点を指し、向してその予算化を図つたのであります。

予算の総額は、

普通会計	十九億二千四百七十四万円
特別会計	二億六千二百三十九万円
合計	二十一億八千七百七十三万円

同	一五	北海道起債に関する件	同	原案可決
同	一六	昭和三十年八月から十月までの水害及び暴風害による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う損失補償並に利子補給に関する予算外義務負担の件	同	同
同	一七	有畜農家創設特別措置法による家畜導入資金の融通に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件	同	同
同	一八	川上郡弟子屈町と標茶町との境界の一部変更の件	同	原案可決
同	一九	公有水面埋立地を稚内市の区域に編入する件	同	同
同	二〇	厚生年金保険病院並びに住宅建設資金貸付の件	同	原案可決
同	二一	北海道立性病病院条例の一部を改正する条例制定の件	同	同
同	二二	財団法人北海道開拓融資保証協会に対する出資の件	同	同
同	二三	財産取得に関する件	同	同
同	二四	財産の譲渡契約の締結に関する件	同	同意議決
同	二五	財産の譲渡契約の締結に関する件	同	同
同	二六	財産の譲渡契約の締結に関する件	同	同
同	二七	資金前渡に関する件	同	原案可決
同	二八	北海道工業誘致条例制定の件	同	同
同	二九	北海道職員昭和三十年十二月における期末手当の支給に関する条例制定の件	同	原案可決

と相成つた次第であります。

以下普通会計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。

第一は義務経費についてであります。

今回計上いたしました義務経費は、

給与費の年間不足額及び臨時待命者の退職手当等警察職員費

一億七千八百五十一万円

休職給不足額等教育職員費

五千五百万円

学校職員共済組合負担金

四千六百五十三万円

道職員共済組合負担金

六千七百八十八万円

中小企業に対する融資促進に伴う損失補償金

六千三百六十六万円

税収入払戻金

六千二百二万円

第二は当面緊急を要する経費についてであります。先ず国庫支出金その他の

特定収入を伴う経費といたしましては、

耕地改良施設費

百七十三万円

農業共済組合指導費

三千四十五万円

主要食糧集荷促進費

百三十万円

優良種畜生産普及費

三百六十二万円

病害虫防除施設費

三千三百五十八万円

傾斜地営農確立指導費

一千五百七十二万円

入植実施費

百七十七万円

道営災害復旧事業費

百七十八万円

耕地災害復旧費

二千六百六十四万円

災害土木復旧費

二億六千六百二十万円

道路橋梁費

五百十四万円

港湾災害復旧費

四百九十万円

報 告

同	三〇	北海道知事等に対する昭和三十年十二月における期末手当の支給に關する条例制定の件	一、二、二三
同	三一	北海道学校職員に対する昭和三十年十二月における期末手当の支給に關する条例制定の件	同
同	三二	北海道地方警察職員に対する昭和三十年十二月における期末手当及び勤勉手当の支給に關する条例制定の件	同
同	三三	北海道有財産条例の一部を改正する条例制定の件	一、二、二七 原案可決
同	三四	北海道木炭販売協同組合に対する損失補償に關する予算外義務負担の件	同
一、二、二三	三五	昭和三十年度北海道歳入歳出追加予算	一、二、二三 原案可決
同	三六	北海道職員北海道学校職員及び北海道地方警察職員並びに北海道知事等に対する年末資金貸付の件	同
一、二、二七	三七	北海道監査委員選任につき同意を求める件	一、二、二八 同意議決
同	三八	出納長選任につき同意を求める件	同

議員から提出のあつた案件

決 議 案

提出月日	番 號	件 名	議事經過
一、二、二三	一	議員林謙二君の言動に対し反省を求める件	一、二、二九 原案可決

岩内都市復興事業費 百五十万円
 浅海増殖振興費 四百二十九万円
 海区漁業調整委員会費 百三十五万円
 森林保護費 四百六十九万円
 森林計画編成費 四百十六万円
 林業経営指導費 三百九十二万円
 優生保護諸費 四百四十五万円
 結核予防諸費 一千万円
 保健所費 百三十五万円
 社会福祉事務所費 五百四十六万円
 教員養成所費 百二十八万円
 理科教育振興費 百二十万円
 財政諸費 二百五十七万円

等を計上いたしました外
 過般策定いたしました道財政の健全化計画に基ずく職員新陳代謝に伴う退職手当、
 道職員分 二億円
 教育職員分 三億七千七百三十万円

を見込み、所要の道負担額は、特別費を見合つて計上いたしました次第であります。
 次に道政運営上緊急に措置を要する経費といたしましては、
 生活保護費 一億四千八百四十七万円
 失業対策事業費 二千五十六万円
 警察行政費 九百三十七万円
 未開発地域開発並びに泥炭地開発促進費 八十八万円
 徴税諸費 四百三十七万円
 職員住居施設費 二百四十八万円
 高等学校維持管理費 二百万円
 教育奨励費 九十四万円
 医療報酬審査並びに入院患者年末慰問費等保護対策費 二百九十六万円

二二、二八	二	昭和三十一年度道立高等学校入学者選抜方法に関する勧告決議	一二、二九
-------	---	------------------------------	-------

提出月日	番号	件名	議事経過
一二、二五	一	積雪寒冷地域における道路の冬期交通確保等に関する特別法制定要望意見書	一二、二五 原案可決
一二、二七	二	北海道産豆類の価格安定措置に関する意見書	一二、二九 原案可決
同	三	中国における日本見本市開催促進に関する意見書	同

請願、陳情

① 第四回定例道議会において各常任委員会に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおり
 請願

文書 表 番	件名	請願者	委員 会託	審査 結果
188	広尾警察署庁舎改築の件	広尾町長	治安	継続審査
189	生活保護患者に対し冬期見舞金支給の件	佐々木達雄	民生	採択
190	母子住宅使用料引下の件	全道母子福祉連 合会会長	同	継続審査
191	芦別高等学校に一学級増設の件	芦別市長	文教	同

国民健康保険振興費 六百六十三万円
簡易水道設置助成費 四百十五万円
能率指導所負担金 百万円
中小企業相談所助成費 四百万円
開拓融資保証協会出資金 一千二百七十四万円
河川諸費 百万円
農産物販売改善対策費 四百四十万円
税外収入徴収費 二百九十六万円
等を見込みました外
医科大学費会計繰出金 二千四百万円
道病院費会計繰出金 七百八十万円
を計上いたしました。

なお工業誘致条例運営費につきましては別案をもって条例改正案を提出いたしておりますが、
今回 九百七十五万円
を見込みましたのは、
従前の条例の定めによるもの 五百七十六万円
今回の改正条例の定めによるもの 三百九十九万円
と相成つておる次第であります。

以上は歳出予算の主なものについて、その概要を申し述べた次第であります
が、これに見合う財源といたしましては、
地方交付税 八億二千万円
分担金及び負担金 二百五十六万円
使用料及び手数料 四百四十一万円
国庫支出金 六億二千四百十九万円
寄附金 一千三百三万円
雑収入 四百六十五万円
道債 四億五千五百九十万円
合計 十九億二千四百七十四万円
をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

192	道道輪厚栗山線の一部区間中員抵張の件	幌向村長	土木	継続審査
193	件 恵庭町西三線排水改良工事施行の件	水改良期成会長	農地開拓	同
194	積雪寒冷地域における冬期交通確保等に関する特別法制定要望の件	道路利用者会議会長	土木	議会の会 議に付せ ず
195	入院患者一部負担する健康保険法改正反対の件	国立北海道第一療養所療友会代表	民生	採 扱
196	消費生活協同組合に対し事業資金貸付の件	北海道生活協同組合協議会会長	同	同
197	本別町所在国有林野を放牧地として て払下げの件	本別町長	林務	継続審査
198	本別町地内国有林を観光地として 払下げの件	同	同	同
199	本別町地内国有林を水源函養林として 払下げの件	同	同	同
200	件 本別町地内別用治水工事施行の件	同	土木	同
201	件 本別町地内道道線別足寄線及び新 得本別線道路側溝改修工事施行の件	同	同	同
202	健康保険法改正に対し反対の件	日本患者同盟北海道支部連合会 委員長	民生	採 扱
203	樺太東海岸海域における鮭流網漁 業試験操業実施の件	東樺太鮭流網漁業期成会委員長	水産	継続審査
204	北海道函館工業高等学校採鉱課程 存置の件	函館市長	文教	同
205	上川生産農業協同組合連合会に対し ブルトーザー貸付の件	上川生産農業協同組合連合会 会長	農務	同
206	漁業関係被傭者冬期漁閉期におい て失業対策事業適用の件	釧路市漁業若衆組合組合長	労働	採 扱
207	件 浦河町労働会館建築に対し補助の件	浦河町長	同	継続審査

右の内地方交付税につきましては、今回政府において特別措置せられました臨時地方財政特別交付金の交付見込額を計上いたしましたのであります。

次に特別会計について申し上げます。
今回転貸資金会計において 一億七千万円

を計上いたしましたのは、厚生年金保険積立金の還元融資を受け被災者の福祉の向上に寄与するため

病院建設費 一億三千五百万円
住宅建設事業費 三千六百万円

を関係町に対し転貸しようとするものであります。

次に医科大学費会計についてであります。大学費及び病院運営費において、年間所要額に不足を生ずる見込みにありますので、事業収入の増加及び普通会計からの繰入金を見合つて 二千八百万円
を追加計上いたしました。

また、道病院費会計において 二百五十万円
を減額更正いたしましたのは、事業収入において一部減収の見込みにありますのでこれに見合つて経費の圧縮を行いますとともに、毒都病院の内部整備並びに院内病院の災害復旧費についての起債は承認の見通しがあるためので財源を普通会計からの繰入金により賄うこととして速かに事業の完成を図ろうとするものであります。

次に林産物検査費会計においては、前年度繰越金二千四百二十七万円を同会計予備基金に積立てようとするものであり、 百三十万円

また、農産物検査費会計において 五千万円
用品事業費会計において

を追加いたしましたのは、いずれも当面所要の経費につき事業収入を見合つて措置いたしましたのであります。

なおまた、電気事業費会計において 七百七十万円
道有林野事業費会計において 百九十七万円

を、それぞれ減額いたしましたのは国庫支出金その他の特定収入を伴う事業費の財源確定に伴い予算更正の措置をいたしたものであります。

次に「昭和三十年八月から十月までの水害及び暴風害による被害農林漁業者に

208	本別地区を高度集約酪農地区に指定の件	本別町長	農務	継続審査
209	森町に道立にしますふ化場設置の件	森町長	水産	同
210	釧路まわりも学園増築費に対し助成の件	代表 増築建設期成会	民生	同
211	滝川公共職業安定所富良野分室昇格の件	富良野町長	労働	同
212	遠軽警察署庁舎改築促進の件	遠軽町長	治安	同
213	遠軽巴露間道路改良工事施行の件	同	土木	同
214	町村道恵庭戸磯線を道道に昇格の件	恵庭町長	同	同

陳情

300	道有貸付種畜購買費に対する寄付金免除の件	宗谷生産農業協同組合会長	農務	継続審査
301	農業倉庫建設費補助金復活の件	同	同	同
302	牛の登録施設に対し助成の件	北海道ホルスタイン協会会長	同	同
303	亜麻事業振興に関する件	帝国製麻株式会社社長	同	採択
304	渡島北部地域を高度集約酪農地区に指定の件	八雲町長	同	継続審査
305	道南地方の炭酸石灰配給機構確立の件	道南生産農業協同組合連合会会長	同	同
306	甜菜生産増強施設に対し助成の件	北海道農業協同組合中央会長	同	同

対する資金の融通に伴う損失補償並びに利子補給に關する予算外義務負担の件一
 ついて申し上げます。

これは「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法」並びに「昭和三十年八月から十月までの天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法の適用に關する政令」に基き本道への融資枠三億二千三百万円の融資の促進を図りますため、本資金の融資機關に對し、損失補償及び利子補給をなさんとするものでありまして、損失補償にあつては、国庫から二割五分の助成を加えて五割、利子補給にあつては一般農家の場合国からの年二分五厘の助成を加えて年五分、開拓農家については国からの年三分の助成を加え年六分の補給をしようとするものであります。

次に「有畜農家創設特別措置法による家畜導入資金の融資に伴う損失補償に關する予算外義務負担の件」について申し上げます。

本件は有畜農家創設特別措置法に基き融資機關が家畜導入資金を融通したことにより損失を蒙つた場合その融資額の三割に相當する額の損失補償をなし、資金流動の円滑を図ろうとするものであります。

次に北海道工業誘致条例制定の件について申し上げます。

工場を誘致し、本道における工業の振興を促進するため、昭和二十七年に於いて本条例を制定し、これが運用にあつて参つたのでありますが諸般の事情により再検討を加えました結果従来の事業税見返りの助成を不動産取得税見返りの助成に改めた上これが運用をはかることとし所要の改正をなさんとするものであります。

次に川上郡弟子屈町と標茶町との境界の一部変更の件について申し上げます。

本件は、当該地域におきまして数年来より懸案となつていた事項でありまして地理的、経済的事務から標茶町へ編入することについて住民の強い要望があり今回両町間において円満に協議が整ひ昭和三十一年一月一日から実施したい意向のもとに申請のあつたものでありまして、現地の実態からみて適當なものと認められますのでここに提案いたしました次第であります。

次に北海道木炭販売協同組合に対する損失補償に關する予算外義務負担の件について申し上げます。

本件は北海道木炭販売協同組合の木炭販売事業に要する資金の融通を促進し、

322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309	208	307
道立旭川療養所改築の件	日雇労働者に対し越年手当支給の件	営費用ホイール型輸入トラクターに對し免税措置要望の件	中標津大橋を永久橋架換に對し補助の件	幌別川河川改修及び河川護岸工事早期完成の件	岩内町大火罹災者に對する不動産取得税減免の件	社会教育事業費増額の件	療養中の生活保護患者に對する冬期救護措置の件	道立農業試験場十勝支場の農業機械化試験研究整備拡充の件	農家経済安定対策の件	北海道工業誘致条例改正の件	北海道度量衡検定所支所を旭川市に設置の件	北海道身体障害者職業補導所並に更正指導所設備拡張の件	土地改良区連合会共済施設事業に對する補助金増額の件	鷹栖村災害復旧事業に對し道費高率補助の件	道道大江小樽線の補修工事施行の件
旭川市長	北見市労働組合協議会長	北海道農民同盟委員長	中標津町長	庁河地区会官公浦労働組合協議会長	岩内町議会議長	会空知社会教育委員会会長	国立療養所旭川病院患者自治会長	十勝農業協同組合連合会長	北海道農業會議會長	北海道經營者協會長	旭川市長	北海道身体障害者福祉協會長	北海道土地改良区連合会副會長	鷹栖村長	赤井川村長
衛生同	労働	農務	同	土木	総務	文教	民生	同	農務	同	商工	労働	農地開拓	同	土木
同	採択	同	同	同	同	継続審査	採択	同	継続審査	採択	同	採択	同	同	継続審査

であります。しかしながら「昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法」の国会通過の際においては、衆参両議院の地方行政委員会において期末手当の財源捻出不能分については通常国会において必要な財政措置を講ずべきである旨の附帯決議がなされており、全国知事会においても、通常国会における財政措置及び年末における一時資金の融資の二点を強力に政府に対して申入れて居る状況であります。

従いましてこのような状況及び年末を控えての職員の経済生活の実情に照らし、この場合取敢えず〇・二五ヶ月分の所得税相当額を控除した額を別案による条件により貸付けることといたしたいと存じここに提案いたしました次第であります。

なお期末手当一・二五ヶ月分は既に予算措置済であり、これが支給に関する条例はさきに提案いたしておりますが、十二月二十六日には支給の運びといたしたいと存じますので、この点おさみの上よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

〇十二月二十四日 午前十一時一分開議、諸般の報告の後、日程第一議案

案第一号乃至第十七号、第十九号乃至第二十八号、第三十三号及び第三十四号を議題に供し、通告の代表質疑に入り、天谷議員（協ク）より

- ①道財政の現況と見直し並びに明年度の予算編成方針、特に財政健全化と自治体としての使命達成の結びつけの問題について、②総合開発第二次計画策定の進捗状況について、③公共事業費の削減による道への影響及び中央に対する折衝等その実態について、④本年七月以降の被害被災農家に対する道の対策とその措置及び中央折衝の経過について、⑤根釧及び篠津原野の開発問題特にその計画進捗の現況、予備自衛官の入植問題等について、⑥道関係職員の手当支給の問題特に〇・二五ヶ月分の貸付とこれに対する政府の財源措置の見直し、〇・二五の貸付に対する人事委員長の見解等について、⑦二十九年決算案の提出の見直し等について質疑、知事、人事委員長より答弁、次に新川議員（労）より、①総合開発の構想について特に分県案及び開拓庁

陳 情

文書 番号	件 名	委員 会託	審 査 の 結 果
117	身体障害者技能修得福祉施設増設の件	労 働	同
43	岩内救難所事務所並びに救助用器具復旧の件	民 生	同
92	看護婦準看護婦養成施設に対し助成の件	衛 生	同
24	小樽警察署長の不当越権行為に対する調査及び措置の件	治 安	同
138	北海道一巳農業高等学校に農村課程科設置の件	同	同
137	準貧困児童に対する給食補助復活の件	同	同
136	町立寿都高等学校を道立に移管の件	文 教	採 択
256	室蘭栄高等学校校舎の移転改築の件	同	同
254	北海道函館盲学校校舎及び寮舎新築の件	同	同
253	準要保護児童に対するパン給食補助金予算措置の件	文 教	同
62	北海道繁管理協会研究所事業に対し補助金交付の件	同	同
247	豊浦町地内ヌツキベツ川に水力発電所設置の件	商 工	同
297	留萌地方を集約酪農地域に指定の件	農 務	採 択
1	中小炭砒に対する公租公課延納の件	総 務	不 採 択

設置案に対する知事の見解、広川構想反対の理由、特別行政区の設定
 によるなければ寒冷地控除又は石炭手当免税等の措置ができないとす
 る見解に対する知事の方、開発公庫案の経過並びにこれに対する
 知事の方、亜麻作振興対策と消流対策等の問題、②高校入学者選
 抜方法決定の問題特に選抜方法決定に至るまで委員会が公開されな
 かつた理由、決定されるまで委員会の意思表示がなく、最終決定によつ
 て原案が全然作りかえなければならなかつた問題、決定した選抜方法
 は三十一年度以降当分変更されないものか、また全道高等学校長協議
 会の態度に関する新聞報道の真相とこれに対する道教委の見解等につ
 いて、③産業教育の振興特に産業教育施設費の国庫負担に対する道費
 予算措置の問題について質疑、知事、農務部長、教育委員長、教育長
 より答弁、新川議員より、高校入学者選抜方法決定に対する全道高校
 長協議会の反対等については充分話し合いの上解決されたい旨の要望が
 あつて、次に遠藤議員(社)より、①財政健全化計画による旅費、人
 件費等の削減により道行政執行上支障はないか又そのことが延いては
 町村に対するしわ寄せにならないかという問題について、②北海道開
 発の進展と並行する産業技術の振興問題、職業指導事業の拡充並びに
 公民館、高校の産業教育施設等に対する助成措置について、③僻地教
 育の振興対策特に僻地教員の優遇措置、僻地学校指定の拡充、単複手
 当の増額措置の必要等について質疑、知事より答弁があつて、本日は
 この程度にとどめ明日は休日であるが特に会議をひらくこととし、午
 後一時五十三分散会。

○十二月二十五日 午前十一時四十八分開議、諸般の報告の後、日程第
 一議案第一号乃至第十七号、第十九号乃至第二十八号、第三十三号、及
 び第三十四号を議題に供し、昨日に引続き、代表質疑に入り、西島議
 員(自民)より、①知事公約の農家負債十九年棚上げに対する具体案
 について、②底曳漁船の鯉混獲に対する措置並びに北洋漁業及び漁業

155	250	248	231	227	218	208	202	295	262	285	279	261	260	258	257
新得町労働会館に対し補助交付の件	中小企業相談所に対する助成金増額の件	富士セメント株式会社の不動産所得税減免措置の件	十勝管内水害による開拓農家対策の件	秩父別村水害による農耕地並びに農業用施設復旧対策の件	留萌管内水害による開拓農家対策の件	旭川市八月水害による開拓地災害対策の件	多度志村水害による耕地災害対策の件	罇犬、罇牛、罇鶏等取締条例廃止の件	レクリエーションに関する行政事務を保健体育課に復元の件	釧路江南高等学校校舎改築の件	道立旭川西並びに旭川北高等学校の全日制課定に一学級増募の件	市町村立公民館設置費補助及び公民館活動促進の件	旭川工業高等学校に機械科及び電気科増設の件	北海道帯広柏葉高等学校に普通科一学級増募の件	札幌南高等学校校舎改築の件
労	同	商	同	同	同	同	農地開拓	治	同	同	同	同	同	同	文
働	同	工	同	同	同	同	採	安	同	同	同	同	同	同	教
同	同	同	同	同	同	同	択	同	不採	同	同	同	同	同	採
									採						択

転換五カ年計画に対する知事の所信について、③中小企業振興対策特
 に零細業者に対する金融措置について、④高校入学者選抜方法決定問
 題特に方法決定に対する教育委員会の態度、報告書一本による選抜方
 法は最善の策かどうかまた高校長の有する選抜権限の問題等について
 質疑、知事、教育委員長より答弁があつて代表質疑を終了、午後零時二
 十七分休憩。午後一時四十五分再開、諸般の報告の後、一般質疑に入
 り、林議員（自民）より、①道関係職員の新陳代謝の問題特に新陳代
 謝促進要綱を秘扱いとする理由、人員整理との関連発令の時期、退職
 金の額等の具体的実施の場合の問題、予算の定義に関連し、昇給、昇格
 特別措置並びに四月に行われた昇給、昇格の遡及発令に対する自治庁
 行政部長の見解に対する知事の所信について、②高校入学者選抜方法
 決定問題特にその審議の場所と会議が非公開で行われた点、討論を省
 略して採決するという不明朗な方法で行われた点等について質疑、知
 事、教育長より答弁、林議員より、新陳代謝の問題、高校入学者選抜
 問題等について再質疑二回の後、（予め時間延長）、川口議員（自民）
 を指名したが教育委員長の出席がない旨を述べて登壇せず、午後二時
 五十九分暫時休憩。午後三時五分再開、ついで川口議員（自民）より
 高校入学者選抜方法決定の問題について、教育委員長に対し、①三十
 年度案と三十一年度案との比較並びにその公信性の問題、②選抜方法
 と教育の機会均等の問題、③標準学力テストは結局選抜テストではな
 いか、④高校長の公正な選抜を行う義務とこの方法との調和の問題、
 ⑤教育長助言の原案尊重の問題、⑥審議会委員の構成問題と教育委員
 会との関連、⑦教育長原案をとり上げなかつた理由及びこれと関連し
 て教育長不信任の問題、⑧本問題の再考慮向の有無等について、ま
 た教育長に対し、①審議会の過程で学識経験者の主張をどう考えたか
 ②委員会に助言を与えるという立場から教育長原案は委員会に提出さ
 れたか、提出されたとするならその原案は審議されたか、③決定され
 た選抜方法に対する教育長の見解、④試験地獄ということに対する教

③ 更に継続審査されるもの
請願

番 号	文 書 表 題	名	委員 会託
173	余市町立衆民寮の道立移管と蘭越町に道立養老院設置の件	民	生
152	雄武町火災による復旧住宅に対し不動産取得税課税免除の件	同	同
149	町村合併による大成村財政再建対策の件	同	同
148	遊興飲食税の道正課税の件	同	同
147	岩内町大火による復旧家屋に対し不動産取得税課税免除の件	同	同
119	引揚者在外財産の処理促進の件	同	同
118	昭和三十年国勢調査諸経費の全額国庫負担方要望の件	同	同
115	千島列島の返還に関する件	総務	務
283	身体障害者に対する援護措置の件	民	生
286	道立札幌労働会館新築の件	同	同
240	鶴泊村に稚内公共職業安定所分室設置の件	同	同
238	豊林漁業者に対する失業保険適用の件	同	同
161	北海道総合開発事業実施に当り失業者雇傭の件	同	採 択

育長の見解、⑤決定された選抜方法は予期していたか、選抜に要する予算の使途、⑥六三制の根本理念に対する見解等について質疑、教育委員長、教育長より答弁、川口議員より、教育委員長に対する質疑については逐条的に書面答弁されたいとの要求があつて、通告の質疑は終結、ついで天谷議員（協ク）より、日程第一のうち予算に関連する議案第一号乃至第十五号、第二十二号はなお慎重審査の要があると思へられるので、十七名から成る予算特別委員会を設置し、それらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

深山 和 匱（自民） 中野 与 作（社）
 大石 利 雄（社） 川村 清 一（社）
 伊藤 作 一（自民） 山元 ミヨ（自民）
 福島 新太郎（自民） 和 平 千 治（労）
 川口 常 一（自民） 林 謙 二（自民）
 渡部 勇 雄（社） 橋 本 正 誉（社）
 遠藤 英 吉（社） 高 橋 石 松（協ク）
 大竹 幸次郎（協ク） 笠 井 幸 衛（社）
 本多 吉 江（自民）

次に議案第十六号、第十七号は農務委員会に、議案第十九号、第二十七号、第三十三号は総務委員会に、議案第二十号は民生委員会に、議案第二十一号は衛生委員会に、議案第二十三号、第三十四号は林務委員会に、議案第二十四号乃至第二十六号は建築委員会に、議案第二十八号は商工委員会にそれぞれ付託、次に日程に追加し意見案第一号を議題とし、時田土木委員長（社）より趣旨弁明があつて原案可決、次に議事の都合により会期を二十八日まで二日間延長について諮り、異議なくそのことに決し、なお明二十六日は休会とすることとし、午後四時散会。

144	185	174	167	166	155	120	100	99	58	10	187	143	110	48	32
日雇労働者に対し有給休暇制度実施要望の件	俱知安町に甜菜製糖工場設置の件	恵庭町大字漁村所在道立種畜場用地払下の件	後志支庁管内に甜菜製糖工場及び高度集約酪農地域設置の件	後志水稲試験地を道立岩宇園芸試験地に併置の件	農業試験場十勝支場拡充の件	長万部町に甜菜製糖工場設置の件	後志地域農業経営対策確立の件	後志支庁管内に道立水稲試験地設置の件	函館市に甜菜製糖工場設置の件	岩見沢市に甜菜製糖工場設置の件	南富良野村地内金山ダム建設計画に反対の件	白糠町白糠信用組合設立に対し認可の件	小樽市に石油精製工場設置の件	北海道工業試験場分場を函館市に設置の件	北海道木材乾溜株式会社生活炭素工場に対し助成の件
労働	同	同	同	同	同	同	同	同	同	農務	同	同	同	同	商工

○十二月二十七日 午後二時四十九分開議、諸般の報告の後、時間延長

を行い、同二時五十分一旦休憩。午後五時五十三分再開、諸般の報告の後、日程に入り、**日程第一議案第一号乃至第十五号、第二十二号**を議題に供し、大竹予算特別委員長（協ク）より委員会の審査の経過並びに結果について報告、いずれも委員長報告のとおり原案可決、次に**日程第二議案第十六号、第十七号、第十九号乃至第二十一号、第二十三号乃至第二十八号、第三十三号、第三十四号**を議題に供し、秋山農務委員長（協ク）より議案第十六号、第十七号について、二瓶総務副委員長（協ク）より議案第十九号、第二十七号、第三十三号について、井口民生委員長（社）より議案第二十号について、児見山衛生副委員長（社）より議案第二十一号について、岡林林務副委員長（社）より議案第二十三号、第三十四号について、糸川建築委員長（社）より議案第二十四号乃至第二十六号について、森川商工委員長（社）より議案第二十八号についてそれぞれ委員会の審査の経過並びに結果について報告、議案第二十四号、第二十六号は同意議決、その他の議案はいずれも原案可決に決した。次に**日程第三請願審査の件、日程第四陳情審査の件を一括議題**に供し、本案は委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、午後六時二十一分休憩。午後七時三十分再開、諸般の報告の後、**日程第五報告第一号**を議題に供し、塚田議員（勞）より、報告第一号については慎重審査を要するため十七名より成る決算特別委員会を設置し、これを付託の上次期の会期まで閉会中も継続審査に付されたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して報告第一号を付託した。

- 阿部 英 一（自民）
- 黒 松 秀 夫（協ク）
- 西 野 吉 一（自民）
- 福 島 新 太 郎（自民）
- 塚 田 庄 平（勞）
- 川 口 常 一（自民）
- 林 謙 二（自民）
- 橋 本 清 次 郎（社）

125	124	123	122	104	186	182	179	161	158	145	127	126	114	107	1
農地法第七十一条の規定による検査経費に対し助成の件	札幌市丘球、篠路地区新川排水工事施行促進の件	足寄町元軍馬補充部用地開拓者の資格取得に関する件	雄武町の畑作農家救済対策事業施行の件	旧土人保護法による給与地返還の件	江差町道改良六ヶ年計画に対し補助の件	沼田町地内真布川を河川法準用河川に認定の件	索引用トラクター購入に対し道費助成の件	清水原野清水熊井間道道の昇格の件	道費河川辺別川改修工事施行の件	山部村地内の欽山道路新設並に欽山橋架換工事の件	余市町地内町村道沢町山道―沢町尻場線を道道に昇格の件	雄武町の畑作農家救済土木事業施行の件	千歳町千代田町地内埋設暗渠伏替拡張工事施行の件	釧路市浦見町所在道路側溝改修工事施行の件	余市町地内湯内川を道費河川に昇格の件
同	同	同	同	農地開拓	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	土 木

河野 辰 男 (社) 田 呂 善 作 (協ク)
 岡 林 欲 喜 (社) 井 野 正 揮 (社)
 斎 藤 正 志 (社) 佐々木 利 雄 (自民)
 本 多 吉 江 (自民) 中 野 定 敏 (社)
 時 田 政次郎 (社)

ついで明二十八日の日程を朗読、午後七時三十三分散会。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、本委員会に付託せられました議案について、その審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本委員会に付託せられました案件は、議案第一号ないし第十五号及び第二十二号の十六案件であります。去る二十五日に本委員会が設置せられまするや直ちに委員会を開き、正副委員長の互選を行い、さらに議案審査の方法について協議の上、翌二十六日に付託議案を一括議題に供して、質疑を行い、同日をもつてこれを終了いたしましたのでありますが、委員各位におかれては押し迫つた年末を控えているにもかかわらず、熱心に審議に当られましたことに對しこの際、衷心より敬意を表する次第であります。

今回付託されました案件は、普通、特別両会計をあわせて二十一億八千七百十三万円にのぼる予算案と、これに付随する起債等の重要議案でありまして、今次予算の性格は、理事者の説明によれば、過般策定した道財政の健全化に関する計画に基く歳入の確保並びに歳出の抑制等の諸措置の遂行に努め、もつてその実効を期することを旨とし、義務費未措置分を計上して道財政における実質赤字の解消に努めるとともに、地方公共団体としての使命遂行上緊急に措置を要する経費に重点を指向して、その予算化を図つたというのであります。いかにすれば重要施策について予算の効率を発揮し得るか等の見地に立つて、委員各位と理事者との間に活潑なる論議がかわされた次第であります。

いま、ここに金議案に対する質疑を通じ、その主なる点を申し上げますと、昇給昇格の実施に伴う予算措置の問題、三十一年度の高校入学者選抜方法に關して、これが決定に至るまでの教育委員会の審議の経過、及び方法に對する批判、三十一年度選抜案と本年度選抜方法との比較並びに過年度及び私学の卒業生

141	今金警部派出所を地区警察署に昇格の件	同
140	北檜山町に警察署設置の件	同
139	瀬棚警察署庁舎改築に伴う位置に關する件	治安
171	昭和三十一年度全国日本ヨット個人選手権大会を函館市において開催の件	同
150	追分高等学校を道立移管の件	同
103	北海道各種学校の整備強化の件	同
32	各種学校教育の充実に關する件	文教
83	漁業法並びに水産業協同組合法改正に對し要望の件	同
166	中型機船底曳網漁業禁止区域擴張の件 (十二件併合)	同
163	中型機船底曳網漁業禁止区域の擴張並びに使用細目制限の件	同
154	石狩川鮭鱒流網及び刺網転換漁業者の生産組合設置の件	同
153	石狩川鮭ます流刺網漁業転換対策の件	水産
170	恵庭町自衛隊演習地買収反対の件	同
169	後志支庁管内小田地造田事業に伴うかんがい施設事業に對し助成の件	同
165	豊浦町宇新山梨地区 (上泉を含む) を開拓計画に編入の件	同
146	南富良野村金山開拓地の飲料施設工事実施の件	農地開拓

に対する選抜方法等に関する問題、ワーク・ブックその他副読本等生徒に売られる教材に対する北教組の扱い方の問題、産業教育施設に対する道費予算措置の問題、退職教員に対する給与支給の状況、市町村立高校と道立高校間の教員交流に関する退職手当通算の問題、国保直営診療所設置に対する道費補助の問題、国保連合会に対する本年度補助の見直し、簡易水道に対する補助の見直し、道内歯科医師不足対策としての札幌医大に歯学部設置の問題、本年度水害の被害農家に対する救済土木事業の実施の問題、中型底曳船の春にしん混獲制限に対する違反の実態と取締りの問題等当面の道政上の重要問題をめぐって論議がかわされた次第であります。

しかして、付託案件の取扱いにつきましては各党より代表委員を挙げ、協議いたしましたところ、今次付託案件は、別段問題とする点もなく原案可決とすることに意見の一致を見、本日委員会を開き、満場一致をもって、各議案とも原案の通り可決いたしました次第であります。

以上本委員会の審査の経過及び結果を御報告申上げ私の報告を終わります。

○十二月二十八日 午後二時四十七分開議、諸般の報告の後、時間延長を行い、同二時四十八分一旦休憩。午後十一時四十六分再開、諸般の報告の後、日程第一議案第三十七号及び第三十八号を議題とし、提案説明並びに委員会付託を省略、いずれも同意議決、次に日程第二北海道選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件を議題とし、指名推選の方法によること、なお議長指名によることに決し、次のとおり当選者を決定した。

委員	松浦 栄
同	安井 博 恵
同	松川 清
同	笠原 利重
補充員	棚川 忠雄
同	池戸 芳一
同	平田 助市

番 號	文 書 表 名	陳 情	治 安
142	騒音防止条例制定の件		治 安
2	旧大津村浦幌町合併に伴う財産引継に関する件		委 員 会 託 務
47	地方交付税中港灣費の配付の件		同
232	千島歯舞諸島の早期返還並びに日ソ漁業協定締結等要望の件		同
233	渡島支庁庁舎新築の件		同
234	寿都町建設育成に関する件		同
235	起債事業中の建築物に対し防火地区以外にも耐火構造認可の件		同
278	渡島支庁庁舎建設移転の件		同
287	根室支庁管内町村公共又は公用施設災害復旧事業に対する融資の件		同
293	御影村を合併促進法による合併対象外にするの件		同
276	鶯泊村に保険所新設の件		衛 生
152	北見市（旭）青果卸売市場に魚介藻類取扱の件		商 工
160	室蘭市に外国原油精製工場設置の件		同
249	地方計量行政機構の地位向上及び計量行政費増額の件		同

なお補充員の順位は指名の順序のとおりとし、次の議事の都合により会期を明二十九日まで一日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決し、なお明日は休日であるが特に午前零時五分より開議することとし、午後十一時五十分散会。

○十二月二十九日 午前一時五十五分開議、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一意見案第二号を議題とし、秋山農務委員長（協ク）より趣旨弁明があつて原案可決、次に日程第二意見案第三号を議題とし、趣旨弁明を省略、朗読の後原案可決、次に日程第三昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、高田議会運営委員長（社）より委員会の審査の経過について中間報告があり、通告による質疑に入り、山内議員（労）より、林委員の除斥問題の経緯並びに法的根拠について質疑、高田議会運営委員長より答弁、次に深山議員（自民）より、林委員に対する招集通知の追書の問題、林委員に対する除斥の問題等について質疑、高田議会運営委員長より答弁、深山議員より再質疑、応答があつて、質疑終結、林議員より身上弁明の発言を求められているがこれを許すことについて諮り、異議なくそのことに決し、午前二時五十一分暫時休憩。午前二時五十二分再開、林議員（自民）より、高田議会運営委員長の中間報告に対する身上弁明があつて、次に日程第四決議案第一号を議題に供し、橋本（清）議員（社）より趣旨弁明の後、通告による討論に入り、佐々木議員（自民）より本案に反対、塚田議員（労）より本案に賛成の討論があつて起立による採決の結果、起立多数にて原案可決、次に日程第五決議案第二号を議題に供し、中山議員（自民）より趣旨弁明があつて、通告による討論に入り、井口議員（社）より本案に反対、山元議員（自民）より本案に賛成の討論があつて討論終結、起立による採決の結果、起立者少数にて否決、次に日程第六請願審査の件

183	61	290	266	265	264	263	163	28	298	133	17	63	54	41	292
遠別町七月水害による水産施設復旧対策の件	漁業用無線設備増設等に対し補助の件	根室支庁管内開拓者に対する開墾作業補助金増額の件	大滝村清原開拓地区の開発促進の件	勇払河口に米駐留車の救難艇基地設定反対の件	入羽村野塚地区造田事業に対し補助金交付の件	当別町字中小屋地区溜地改修施行の件	中標津町に根釧機械開墾実施に伴う事業所の設置の件	別海村西別市街にパイロットファーム事業所等設置の件	国鉄辺富内線の早期着工方要望の件	雨竜、鷹泊両ダムの放流管理並に損害補償の件	春にしん凶漁対策として各種土木事業実施の件	空知支庁管内に甜菜製糖工場設置の件	豊浦町に新高製糖株式会社設置の件	胆振管内に甜菜製糖工場設置の件	北海道地下資源探鉱公社設立要望の件
同	水産	同	同	同	同	同	同	農地開拓	同	同	土木	同	同	農務	商工

日程第七陳情審査の件を一括議題とし、委員長報告を省略し、本案はいずれも委員会決定のとおり異議なく決定、次に日程第八閉会中請願陳情審査の件、日程第九閉会中事務継続調査の件を一括議題とし、本案は委員会に対しそれぞれ継続審査又は調査を付託することに決し、以上をもつて案件全部を議了、荒議長より閉会の挨拶があつて、午前四時二十八分閉会。

昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関する調査の件についての中間報告

私は、この際、去る十一月二十九日本委員会に付託せられました「昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関する調査の件」に関し、委員会における調査の経過について中間報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は、さきにも申し述べましたように「林議員の緊急質問等に関する調査」であり、その範囲は、決議案第一号に示されておること、十一月二十八日の本会議における議員林謙二君の「道議会の権威恢復に関する問題」についての緊急質問において、昭和三十年第三回定例道議会予算特別委員会議事速記を改ざんしたと称し、議会の権威を傷つけるがごとき発言に関し、その真相を究明するための必要な調査」を行うことになつておるのであります。

本事件に関する第一回委員会は本月八日に招集いたしましたのであります。まず、本調査についての議事の円満なる運営を期するため、各派代表者会議を持つこととし、開議に先だち、今後の議事の進め方について協議いたしましたのであります。

この代表者会議においては、本件付託の決議中、「議事速記を改ざんしたと称し、議会の権威を傷つけるがごとき発言に関し、その真相を究明する」ための調査であるから、その事実の真否と、これを前提とする林議員の発言とは、密接不可分の因果関係を有するため、この調査議事全般について、林議員は、自己の一人身上に関する事件として除斥されるべきであるとする意見と、本件付託の決議の趣旨は、議事速記が改ざんされたかいなかの真相を究明するための調査であつて、その事実の調査の段階においては、除斥されるべきでないとする意見とに分れ、さらに、除斥の認定について、委員中に異議のある場合の取扱いについて、

236	噴火湾小型機船底曳網漁業(えび手繰網漁業)存続の件	水産
237	噴火湾凶漁対策に関する件	同
277	宗谷管内漁業秩序対策の件	同
281	中型機船底曳網漁業による鯨漁獲制限解除の件	同
282	中型機船底曳網漁業による鯨漁獲全面禁止の件	同
288	根室支庁管内水害による漁船建造及び定置漁具補給に対し融資の件	同
97	支笏洞爺国立公園特別地域拡張指定反対の件	林務
31	旭川市に道立高等学校(独立校)設置の件	文教
189	追分町立高等学校を道立に移管の件	同
255	木古内高等学校を道立に移管の件	同
259	現行教育委員会制度堅持に関する件	同
294	水道事業に対し道路交通取締法に基づく許可手数料徴収免除の件	治安
296	千歳警察署の職権乱用と人権侵犯調査の件	同

委員長の議事整理権による専権であるとの意見と、一般議事の慣例に従い、会議の議決によつて決すべしとする意見とに分れたが、最終的には、委員長の議事整理権によつて認定し、議事を進めるほかには方法がないものとし、十二月八日の委員会は午後五時十二分開議し、本件を議題とした後、本議事については、委員林

謙二君の一身上に關する事件であり、委員会条例第十四条により除斥される旨を告げ、林委員の退席を數回にわたつて求めたのでありますが、同委員は、これを拒否し、退席しないため、議事進行は不能となり、暫時休憩の上、同委員の退席について納得を得よう、さらに、代表者会議、あるいは、他の委員の説得などによるほか、委員長は、事の経過を議長不在のため、副議長に報告し、副議長は委員会の再開直前、特に林委員と話し合いの機会を持ち、でき得る限りの手を尽したのでありますが、遂に承諾を得られず、午後五時四十一分委員会を再開いたしました。林委員は依然出席を続けるため、議事進行は全く不可能の状態に陥り、直ちに散会のやむなきに至つたのであります。

越えて、十二月十三日第二回の委員会を招集、午後零時四十七分開議、本事件を議題に供したが、林委員は退席に応じないため、またまた議事進行不可能のため休憩、午後三時十五分再開したが、同委員はさらにも出席を続けて、退席の気配は見えず、十二月八日の委員会と同様の経過にて、直ちに散会、かくて、本委員会の議事は停頓して、一歩も前進しない状態に立ち至つたのであります。

この間、林委員は、十二月九日付にて、荒議長あて「議会運営委員会において委員長のとれたる不当なる除斥退席の宣告に対して訂正方善処を求むる件」また委員長あて「議会運営委員会招集通知の追書の拒否について」の文書を提出し、さらに、十二月十三日付をもつて、同委員外四名より、緊急委員会招集の請求があつたのであります。

第三回委員会は十二月十六日に招集し、開議前、荒議長より、「十二月九日付をもつて林委員よりの除斥退席宣告に対して訂正善処を求められておつた件」については、議長の立場において、この問題に対する自治庁の見解をただした結果、次のような回答があつたので、今後の議事運営の円滑をはかられたい旨の希望を述べられたのであります。なお、自治庁には、林委員よりも文書照会があつた趣きにて、両者の問意を整理の上、回答されたものであり、あて名も北海道議会議務局長及び林議員へ連名となつておるものであります。回答文を朗読いたします。

自内行発第八二号

昭和三十年十二月十四日

自治庁行政部長

北海道議会議員 林 謙 二殿

北海道議会議務局長 木村伊三郎殿

地方議会の運営に関する疑義について

今般責職から「地方議会の運営に関する疑義について」及び「地方自治法第百条及び第百七条の規定の解釈について」の御照会があつたが、右は同一事件に關連し、その内容も同一趣旨のものとして認められるので、とりまとめ次のように回答いたします。

問一

議員の発言等に関する審査を地方自治法第百条の規定により行うことは違法か。

答

議員の発言等に関する調査は、議会内部の自律作用に属するものであつて、地方自治法第百条の規定を援用することは違法とは言えないが、適当とは認められない。

問二

議員（委員会条例に法と同趣旨の規定がある場合において、委員会については委員）の除斥は、いかなる範圍において行われるべきものか。

答

議員の除斥は、具体的に議事が議員（委員）の一身上に關する事件に密接不可分の關係にあると認められるにおいては、その議事が継続している限り行われるものである。

問三

議事が議員（委員）の一身上に關する事件であるか否かの認定は、だれが行うか。

答

当該議事において何らかの取扱例があればそれによるのが適当であるが、それが無い場合においては、議長（委員長）の議事整理権によるものと解釈するほかはない。

以上であります。

かくて、この日の委員会は午後四時七分開議、冒頭、委員長より、去る十二日林謙二君から、議会運営委員会招集通知の追書拒否の申し入れがあり、また、十

三日に委員林謙二君外四名より緊急委員会の招集請求があつたが、付議事件として示されたものは、本委員会の閉会中審査を行う付託を受けておらぬ事件であつたため、請求の委員会招集措置は行わなかつた旨を報告し、次いで、本件を議題に供したが、林委員が退席しないため休憩となり、午後五時十分再開したところ、林委員は議事に参与しなかつたので、林委員の退席について一身上の弁明を許されたいとの動議が出され、異議なくそのことに決して、林委員の身上弁明を許した後、午後五時十五分散会、本調査は、ここにようやくその緒についた程があつたのであります。

第四回の委員会は、翌十七日午後二時三十一分開議、まず十一月二十八日の本会議において行つた議員林謙二君の道議会の権威回復に関する問題について「の緊急質問における発言中、二不当なる職権乱用によつて重要な部分が不正抹消により改ざんせられようとしている事実があると言うが、その事実について、」議員林謙二君より、委員会条例第十五条第二項の規定により、関係議員として説明を求めすることに決し、林議員より説明を聴取、各委員より、主として事実問題について質疑がなされた後、調査資料として要求すべきものについて、一応各委員の意見を聞き、午後三時四十二分散会いたしましたのであります。

第五回の委員会は十二月十九日午後七時四分開議、本事件を議題に供した後、林委員の退席を求めて、暫時休憩、再開後、次の資料の要求を決定したのであります。

議長に要求するもの

- 一、十一月二十八日の林議員の緊急質問及びこれに関する答弁
- 一、十一月二十九日の決議案第一号及び第二号に関する議事
- 一、十一月十日及び十一日の予算特別委員会における林議員の質疑及び答弁
- 一、十二月八日、十三日、十六日、十七日の議会運営委員会の議事

(以上議事速記の抜萃)

一、十二月八日の本委員会会議録抜萃

なお、本委員会の議事速記抜萃は、今後のものも要求する。

林議員に要求するもの

- 一、林議員が菊地速記者より受け取つたという十一月十日の予算特別委員会の速記抜萃

次に、同日林議員より議長及び委員長に対し、除斥の疑義に関する公開質問書

の提出があつた旨を報告の後、関係人として喚問すべき証人について諮り、菊地英夫、金丸三郎、首藤堯、林謙二の四氏を以上の順序によつて喚問することとし、後日他に証人を必要とする場合はさらに要求すること、必要に応じ再喚問を行うこと、また、順序についても、必要ある場合は、会議に諮り変更することを了解事項として決定の上、翌二十日、林議員に対する関係議員としての残余の質疑を終つてから、順次証人喚問を行うこととして、午後八時十一分散会したのであります。

第六回の委員会は十二月二十日本会議散会後午後五時三十八分再開、十九日の委員会の決定により、林議員に提出を請求した記録は「議事速記の改ざん容疑事件に関する刑法上の告発のための証拠資料として提出準備中であるから委員会には提出できない」旨の回答があり、この旨報告の後、議事に入つたのであります。が、林議員は健康上の理由により帰宅され、また、道政議員連盟関係の委員諸氏の都合もあり、本日の予定であつた林議員を関係議員として出席を求め、説明を聞いた後証人喚問に入ることとは不可能となり、また、この一両日中の日程についても見通しがつかない状態に立ち至つたため、本委員会としては、現在までの経過を二十三日の本会議に中間報告を行つて、さらに調査を継続する以外にいたし方がないとの結論に達し、満場異議なくそのことに決定いたしました次第であります。

なお、同日の委員会において、笠井委員より、十九日の委員会において、林委員が除斥されているにもかかわらず、退席しないため、委員会の議事継続不能となり、暫時休憩宣告直後の公開の席上、林委員が「無類漢」、「教えてやる」等の不穏当発言のほかに、笠井委員に対し、「笠井君のごときは最も恥すべき存在である。」と侮辱したことに關し、委員長の所信をただされ、このことについて、林委員の言動は不穏当であるとする意見と、これらの発言は休憩中の発言でもあり、かつ、林委員よりの議事進行の発言を委員長が許さないため、激昂の余り行われた応酬でもあるので、問題とすべきでないとの意見があり、結局、かかる発言のあつたことは遺憾であるが、侮辱を受けた委員においてしかるべき措置をとる以外仕方なしということになり、本問題の論議を打ち切り、笠井委員は、必要な権利行使を保留いたした次第であります。

次いで、二十一日、二十二日には報告文協議のための委員会を開いたのであります。

なお、さきに決定いたしておりました報告の時期については、二十三日の委員

会において異論もありましたが、諸般の事情もあり、会期中、適当な時期にこれを行うこととした次第であります。
 以上をもつて、私の報告を終わります。

決議・意見書

決議案第一號

(昭和30・12・29原案可決)

議員林謙二君の言動に對し反省を求めるの件

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十年十二月二十八日

提出者

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	議員
高	井	天	塚	森	笠	中	河	橋	橋	本
橋	野	谷	田	川	井	野	野	本	清	次郎
石	正	平	庄	幸	幸	与	辰	男		
松	輝	信	平	清	衛	作				

議長 荒 哲 夫 殿

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
井	岡	太	堀	津	大	中	遠	藤	英	吉
口	林	田	野	川	石	野	藤	英	吉	敏
ゑ	欽	益	夫	夫	一	姓				
み	喜									

議員林謙二君の言動に對し反省を求めるの件

一、議員林謙二君が議會運営委員として本議會の決議で調査を付託した「昭和三十年第三回臨時道議會における林議員の緊急質問等に関する調査の件」の議會運営委員会における審議に當り、十二月八日、十三日及び十六日の三日間にわたり委員長の本事件は同君の一人身上に関する事件であるとする認定に基く除斥の宣告に服せず、再三再四退席を要求され、且つ、これを命ぜられたにも拘らず、これを拒否し、不当なる発言の許可を求め、もつて委員会の議事進行を妨害したことは議員の言動として不穩当であると認める。

二、同君は、議事速記を改ざんしたと称する事件の真相を明らかにするため積極的に一切の資料証拠等を提出すべき責任があるに拘らず、十二月二十日委員会が議長を通じ正規の手続をもつて要求した証拠書類を提出しないことは不当であると認める。

三、同君は、十二月十九日の委員会において、本事件議事については除斥されているに拘らず退席せず、委員長が止むなく休憩を宣告した直後、激激の暴言をはいたことは議會の品位を汚したものと認める。

よつてここに本議會は決議をもつて斯る議會の秩序を乱した議員林謙二君の反省を求め善処を要望する。
 右決議する。

北海道議會

(昭和30・12・25 原案可決)

土木委員長 時 田 政次郎君提出

積雪寒冷地域における道路の冬期交通確保等に關する
特別法制定要望意見書(陳情書)

一、冬期における積雪寒冷地域の道路交通確保計画を樹立し、除雪及び路床凍上の復旧その他に要する経費の大きな国庫負担を規定する特別法を早期に制定せられたい。

(理由)

冬期における北海道は、積雪寒冷の特殊気象条件下にあるため、約半歳にわたり道路交通に著しい制約が加わり、中には交通断絶を余儀なくされるところも生じ陸の孤島が各所に続失して産業経済の進展は勿論道民生活にも重大なる影響を与えている。

しかし、戦後駐留軍の示唆等により機械力による一部幹線道路の除雪を實施した結果、従来冬期において至難とされていた奥地資源開発はもとより諸物資の輸送が可能となり、更に道民生活文化の向上に寄与する等道路行政上画期的成果を招来し、開発促進に拍車を加えつつあるが、その反面融雪期におけるこれら除雪路線の路床凍上による道路損壊は甚だしく毎年莫大なる経費を必要としている。

然るに、今後益益激増を予想される自動車運行と相俟つて、これら道路の受ける恒久的天災に対し、国は何等の措置をも講ぜず放置されることは開発促進の重大なる隘路になること明らかであつて誠に寒心に堪えない。

よつて、政府においては、この際北海道総合開発事業の重要性に鑑み、積雪寒冷地域における総合的な冬期交通確保計画を樹立し除雪路床凍上の復旧その他に要する経費の大きな国庫負担を規定する特別法の早期制定を期せられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
建設大臣
大蔵大臣
運輸大臣
自治庁長官
開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各 通(行政庁以外は陳情書とする。)

意見案第二號

(昭和30・12・29 原案可決)

農務委員長 秋 山 孝太郎君提出

北海道産豆類の價格安定措置に關する意見書(陳情書)

一、本道における本年産豆類の生産は、二〇萬町歩五三〇萬俵を越え、本道畑作農業の大宗をなし、国内生産において大豆は三四%、其他豆類は七七%を占める現状にあるが、これら豆類の價格形成は、外国産豆類の輸入並に海外市況の外的要因による変動が甚しく、特に最近に至つて、價格は暴落を極め、生産費をはるかに割る実情にあつて、農家経済に与える打撃は甚大なものがあり、再生産確保を憂慮される事態にあるので速かに豆類價格の安定措置を講じ、本道畑作農業が確立されるよう施策の樹立実施力を強く要望する。

(理由)

本道における豆類の生産は、昭和三十年産において大豆は六九、五一町歩其他豆類は一五六、九一町歩で本道畑作農耕地の約三八%を占め、畑作農業経営並びに農家経済の基幹的役割を果している。

特に本年度は、天候に恵まれ、この出廻りは、大豆は一三七萬俵、其他の豆類は三三三萬俵の出廻りが予想され、既に大豆は一五萬俵其他豆類は六〇萬俵併せて総出廻り予想量の一六%が出荷されているが、此の新穀の出廻りと同時に、これら價格は、輸入豆類の圧迫を受け、供給過剰の傾向を増大し、生産費を割る誠に憂慮すべき事態を招来しているため、速やかに外国大豆その他

雑豆類の輸入抑制を講ずると共に、農産物価格安定法に基づき、新に大豆その他豆類も追加して支持価格制を実施され、又一方道産大豆、豌豆類は、従来輸出農産物としての実績を有していたものであるが、現在の経済情勢では、輸出は極めて困難な事情にあるので、輸出に対する振興方策を講ずる等、関係当局においては、これらの安定施策を速やかに具現されるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

議長 荒 哲 夫 殿

同 橋 本 清次郎
同 河 野 辰 男
同 高 橋 石 松
同 高 田 治 郎
同 井 野 正 揮
同 笠 井 幸 衛
同 宮 坂、寿美雄

内閣総理大臣
農林大臣
通商産業大臣
大蔵大臣
衆議院議長
参議院議長

各 通（行政庁以外は陳情書とする。）

中国における日本見本市開催促進に関する意見書（陳情書）

意見案第三號

（昭和30・12・29原案可決）

中国における日本見本市開催促進に関する意見書（陳情書）

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十年十二月二十七日

提出者

議員 深 山 和 園
同 中 山 信 一 郎
同 天 谷 平 信
同 森 川 清
同 福 島 新 太 郎
同 塚 田 庄 平
同 林 口 常 一
同 川 口 常 一

一、日中貿易の有する重要性に鑑み、中国における日本見本市開催を促進するため、日本見本市への出品物に対する一切の制限を解除するとともに開催経費に對する助成金交付等速かに適切なる措置を講ぜられたい。

（理由）

第三次日中貿易協定に基づき、先般東京、大阪において中国見本市が開催せられ多大の成果を収めつつあることは日中両国の国交、貿易の促進振興を目的とする北海道民にとつて大きな喜びであり、本道諸産業の発展に重大なる影響を及ぼしたことは明らかである。

然るに不幸にして日中両国の国交は未だ正式に回復を見ず、また、新中国の要望する幾多の物資は我が国において生産されているにも拘らず依然として輸出が制限せられていることは本道産業振興上誠に遺憾に堪えない。

しかして今回第三次日中貿易協定実施の一方途として、来春北京、上海において最初の見本市の開催が日本国際貿易促進協会において計画され、すでに、その準備が進められているが、これこそ我が北海道戦後の産業文化を中国に紹介し、日中貿易の促進を図る又とない好機であり、これが開催に当り万全の対策を講じ、その成果を期することは全道民の等しく希求するところである。

よつて政府においては、この際日中貿易の有する重要性に鑑み、中国日本見本市への出品物に対する一切の制限を解除するとともに、開催経費に對する助成金交付等適切なる措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
通商産業大臣
大蔵大臣
外務大臣
中小企業庁長官
経済審議庁長官
衆議院議長
参議院議長

各 通（行政庁以外は陳情書とする）

常任委員会

議会運営委員会

○十二月八日 午後五時十二分、運営委員室において開議。

① 高田委員長（社）より、付託案件昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等にする調査の件を議題に供し、本議事については林委員（道政）の一事上に關する事件であり委員会条例第十四条の規定により除斥される旨を述べ、林委員の退席を求めたが、林委員は退席に應ぜず、午後五時十三分休憩、午後五時四十一分再開。

② ついで委員長より、除斥される林委員が出席しているので議事を進行することは不可能であるから本日はこれにて散会することにつ

いて諮り、異議があつて起立による採決の結果、起立者多数にて散会することに決し、午後五時四十二分散会。

○十二月十三日 午後零時四十七分、運営委員室において開議。

① 高田委員長（社）より、開議を宣し、会議録署名委員を指名、ついで林委員（道政）より議事進行について発言の許可を求めたが、委員長より、昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、本件については林委員は除斥されるので退席を求むる旨を述べたが、林委員退席せず、騒然となつて、午後零時四十九分休憩、午後三時五十五分再開。

② 休憩前に引続き、委員長より、本議事については林委員は一事上に關する事件のため委員会条例第十四条により除斥される旨を述べ、林委員の退席を求めたが同委員はこれに應ぜず、委員長より、林委員が退席しないので議事を進行することは不可能であるから本日はこれにて散会することについて諮り、異議があるので起立による採決の結果、起立者多数にて散会することに決し、午後三時五十七分散会。

○十二月十六日 午後四時七分、運営委員室において開議。

① 高田委員長（社）より、去る十二日林委員（道政）より議運招集通知の追書拒否の申し入れがあり、また十三日に林委員外四名より「委員の除斥に關する疑義の解明に關する件」について緊急委員会の招集請求があつたが、このような事件は閉会中審査を行う付託を受けていないので本事件のみを取り上げて委員会招集を行うことは適法な措置とは考えられなかつたのでこの請求による委員会招集の措置はとらなかつた旨を報告、ついで昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、本件については林委員の一事上に關する事件であり除斥される旨を述べ、林

委員の退席を求めたが林委員はこれに応ぜず、午後四時九分休憩、午後五時十分再開。

② ついで宮坂委員（道政）より、林委員の退席について身上弁明を行うことを許されたい旨の動議を提出、これを諮つて異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後五時十三分再開。

③ ついで林委員（道政）より退席について身上弁明があつて、午後五時十五分散会。

○十二月十七日 午後二時三十一分、運営委員室において開議。

① 高田委員長（社）より、昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等にする調査の件を議題に供し、去る十一月二十八日の本会議における林議員の道議会の権威回復に関する問題についての緊急質問における発言中「不当なる職権乱用によつて重要な部分が不正抹消により改ざんせられようとしている事実がある」というがこの事実について委員会条例第十五条第二項の規定により関係議員として林議員の説明を求めらるることについて諮り、異議なくそのことに決し、林議員の説明を求めたが、林議員より、委員会条例第十五条第二項の規定により出席を求められたことについて疑義をもつのでその点を委員長に質問することを許されたい旨の発言があり、委員長より、説明を求めた事項について発言されたい旨を述べ、このことについて繰り返し応酬があつて、午後二時三十八分休憩、午後二時四十三分再開。

② ついで委員長より説明を求めた事項について林議員より説明を聴取の後、天谷（協ク）井野（社）中山（道政）塚田（労）福島（道政）各委員より、十一月二十八日の本会議における林議員の緊急質問中の事実問題を中心に質疑があり、林議員より答弁があつて、午後三時二十七分休憩、午後三時三十三分再開。

③ ついで林議員に対する質疑は一応この程度で本日は打ち切ること

とし、議事速記抜萃等要求する資料について各委員より意見を述べた後、証人等については明後日の委員会において協議することとし、午後三時四十二分散会。

○十二月十九日 午後七時四分、運営委員室において開議。

① 高田委員長（社）より、昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関する調査の件を議題とし、林委員は一身に關する事件のため除斥される旨を述べて退席を求めたが林委員はこれに應ぜず、暫時休憩、午後七時二十七分再開。

② ついで議事速記の抜萃等資料の提出を要求することを決定、次に委員長より、本日林議員から委員長に対して「除斥の疑義に關する公開質問について」議長に対して「議運委における委員長の違憲措置に關する公開質問」の公開質問書が提出された旨を報告。

③ ついで協議の結果、関係議員として林議員の出席を求めらるることとし、午後七時三十五分休憩、午後七時四十五分再開。

④ ついで関係議員として林議員に対する質疑は後刻行うこととし、証人喚問について協議を行い、証人として喚問すべきものに菊地英夫、金丸三郎、首藤 堯、林 謙二の四君を決定、なお中山委員（道政）より、このほか必要に応じ他の証人を喚問し、またこの四名の証人についても再喚問する場合があることについて発言があり、異議なくこれを了承して、午後七時五十一分休憩、午後八時再開。

⑤ ついで証人喚問の順序については菊地英夫君、金丸三郎君、首藤 堯君、林謙二君の順序とすることとし、ついで今後の進め方について協議の後、暫時休憩、午後八時五分再開。

⑥ 本日はこの程度とし、明日はまず関係議員として林議員に対する質疑を行い、次に先刻決定の順序に従つて証人喚問を行うことに決定。

⑦ 次に中山委員（道政）より、林委員に対する委員会招集通知の間

題について発言があり、委員長、調査課長より説明の後、午後八時十一分散会。

○十二月二十日 午後一時二分、運営委員室において開議。

- ① 議案第十八号は本日議決することに決定。
- ② 会期は一日間延長して二十七日までとし二十六日の本会議で会期延長の議決を行うこと、明二十一日、二十二日は休会、二十三日は代表質疑、二十四日は一般質疑の後予算特別委員会を設置して議案を付託し二十五日は休日であるが休まずに予算委員会を開くことに決定。

③ 阿部議員（道政）より通告の(1)昭和二十九年度決算について、(2)監査委員の補充についての緊急質問は行うことに決定。

④ 本日の議事は、提出議案に対する知事説明を聴取の後阿部議員の緊急質問を行つて散会すること、本会議は準備でき次第開議することとして、午後一時二十四分一旦休憩、午後五時三十八分再開。

⑤ 高田委員長（社）より、昨日の委員会の決定により林議員に要求した資料の提出は、議事速記の改ざん容疑事件に関する刑法上の告発のための証拠資料として提出準備中であるから委員会には提出できない旨の回答があつた旨を報告の後、昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、本日は証人喚問に入る予定のところ林議員は健康上の理由で帰宅、また道政議員連盟所属の委員の都合もあり予定どおり進められないので、現在までの経過を二十三日の本会議に中間報告を行うことについて諮り、異議なくそのことに決し、中間報告の案文については明二十一日に委員会を開いて協議することとした。

⑥ ついで笠井委員（社）より、昨日委員会の席上休憩中であつたが林議員から受けた侮辱の言辞についてこれに対する委員長の見解をただし、委員長より、遺憾の意を表明、この件については侮辱を受

けた委員において措置すべきものと考える旨を述べた。なお本件について福島（道政）橋本（清）（社）中山（道政）井野（社）塚田（労）各委員よりそれぞれ発言があつて、午後五時四十九分散会。

○十二月二十一日 午後三時四十六分、運営委員室において開議。

① 高田委員長（社）より、昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、中間報告の案文について諮り、案文について検討の後、暫時休憩、午後四時二十九分再開。

② ついで中間報告の案文は本口中に謄写印刷の上各委員に届けると、各自案文を検討の上明日委員会を開くこととし、午後四時三十分散会。

○十二月二十二日 午後四時五十九分、運営委員室において開議。

① 高田委員長（社）より、昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、中間報告の案文について諮り、休憩の上意見をもち寄り協議することとし、午後五時一分休憩、午後五時二十分再開。

② ついで中間報告文については休憩の上各党代表者会議を開いて検討し、その結果を委員会において最終決定することとし、午後五時二十一分休憩、午後六時十九分再開。

③ ついで代表者会議で検討修正した案文について諮り、異議なくこれを決定、中間報告は本会議の冒頭において行うことに決し、午後六時二十分休憩、午後六時二十四分再開直ちに散会。

○十二月二十三日 午後二時三十四分、運営委員室において開議。

① 議案第二十九号乃至第三十二号、第三十五号、第三十六号については議案第三十五号及び第三十六号について知事説明を聴取の後委

員会審査を省略して一括即決のことに決し、準備でき次第本会議を開くこととし、午後二時三十八分休憩、午後六時五十分再開。

② 第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関する調査についての中間報告は今会期中適当な時期まで延ばすことに決定。

③ 本日の本会議はこの程度で散会し明日は定刻より開議することとし、午後六時五十六分散会。

○十二月二十四日 午前十時四十分、運営委員室において開議。

① 本日の議事は代表質疑を行い、天谷（協ク）新川（労）遠藤（社）西島（道政）各議員の順とすること。

② 事務局長より、泉谷、安達両議員から無所属の届出があつた旨を報告、議席については次の会期において変更することについて了承を求め、午前十時七分暫時休憩、午前十時五十分再開。

③ 代表質疑は本日終了する予定で進め、明日は日曜日であるが特に本会議を開き一般質疑を行うことに決定。

④ 本会議は準備でき次第開議することとし、午前十時五十三分休憩、午後零時四十五分再開。

⑤ 本日の代表質疑は三名に止めることとし、休憩せずに質疑を続行することに決し、午後零時五十二分散会。

○十二月二十五日 午前十一時三十三分、運営委員室において開議。

① 本日の議事は午前中代表質疑を西島議員（自民）、午後は一般質疑に入り川口（自民）林（自民）議員の二名とすること。

② 予算特別委員会の設置について協議の後、本会議は準備でき次第開議することとし、午前十一時四十分休憩、午後一時二十五分再開。

③ 予算特別委員会を設置し、二十六日で質疑終結、二十七日意見調整、二十八日本会議で議決することとし、会期は二十七日より二十八日まで二日間延長することに決定。

④ 予算特別委員会の構成は十七名とし、自民七、社会七、協ク二、労農一の割振りとし委員の名簿を提出すること。

⑤ 意見案第一号積雪寒冷地域における道路の冬期交通確保等に関する特別法制定要望意見書を日程に追加して議決することに決定、本会議は準備でき次第再開することとし、午後一時三十六分散会。

○十二月二十七日 午後五時二十六分、運営委員室において開議。

① 本日の議事は、日程第一予算特別委員会付託案件については委員長報告の後議決、日程第二各常任委員会付託案件については各委員長より報告の後議決、次に日程第三請願審査の件及び日程第四陳情審査の件を一括上程委員長報告を省略し委員会決定のとおり議決して一旦休憩すること。

② 決算特別委員の各派割振りは社会七、自民七、協ク二、労農一となるが各派で委員の名簿を提出すること。

③ 議長より、録音テープの貸与については、本人がテープを持参して本人の質問した部分だけを再録音することはよいが貸与はしない旨を述べて了承を求めた。

④ 本会議は準備でき次第再開することとし、午後五時三十四分休憩、午後七時二十二分再開。

⑤ 決算特別委員会設置の動議は労農党より提出することとし、午後七時二十五分散会。

○十二月二十八日 午後六時四十五分、運営委員室において開議。

① 会議録署名委員を指名の後、暫時休憩、午後六時四十八分再開。

② 本日の議事は日程第一議案第三十七号及び第三十八号については提案説明及び委員会付託を省略していずれも同意議決、日程第二選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件については指名推選の方法により、委員に松浦栄、笠原利重、安井博恵、松川清、補充員に棚

川忠雄、池戸芳一、平田助市、葦沢堅次の順に議長より指名すること、日程第三意見案第二号については委員長より趣旨弁明の後議決、日程第四意見案第三号については朗読の後議決、日程第五林議員の発言に關する調査事件及び日程第六決議案第一号を一括上程し、委員長報告、林議員の身上弁明、決議案第一号の趣旨弁明、討論、採決の順序とすることとし、午後七時二十分休憩、午前十時八分再開。

③ 河野副委員長(社)より、川口委員(自民)外四名より議会議運営委員長高田治郎君不信任決議案が文書をもつて提出された旨を述べて提出者の趣旨弁明を求め、川口委員(自民)より趣旨弁明があつて、高田委員長(社)より身上弁明の発言を求められているのでこれを許すこととし、暫時休憩、午後十時十三分再開。

④ ついで高田委員長(社)より身上弁明があつて、討論に入り橋本(清)委員(社)より不信任決議案に反対、深山委員(自民)より不信任決議案に賛成の討論があつて、起立による採決の結果、起立者少数にて否決、午後十時二十二分休憩、午後十時二十六分再開。

⑤ 日程第五の委員長報告に対する質疑は山内(労)深山(自民)議員が行うこと、日程第六決議案第一号の趣旨弁明は橋本(清)議員(社)が行い、反対討論を佐々木議員(自民)、賛成討論は塚田議員(労)が行うこと。

⑥ 日程第七決議案第二号については中山議員(自民)が趣旨弁明を行うこととし、午後十時三十二分休憩、午後十一時四十二分再開。

⑦ 会期を明二十九日一日間延長することに決定、明日は午前零時五分より開議することとし、本日は日程順に進め適当なところで議長において散会を宣告することに決し、午後十一時四十四分散会。

○十二月二十九日 午前一時四十三分、運営委員室において開議。

① 本日の議事は、日程第一意見案第二号、日程第二意見案第三号、日程第三林議員の発言に關する調査事件、日程第四決議案第一号、

日程第五決議案第二号、日程第六請願審査の件、日程第七陳情審査の件、日程第八閉会申請願陳情繼續審査の件、日程第九閉会中事務継続調査の件の順に上程すること。

② 決議案第二号については反対討論を井口議員(社)、賛成討論を山元議員(自民)が行い、採決は起立の方法によること。

③ 本会議は準備ができ次第再開することとし、午前一時四十六分散会。

總務委員會

○十二月五日 午後二時十分、第二委員室において開議。

① 冒頭、落部町長より、落部町大火に対し災害救助法の発動並びに地方交付税増額について陳情を聴取。

② 宮北委員長(社)より、寒冷地控除の問題に關する中央折衝経過について報告を求め、西野(道政)松尾(道政)委員及び宮北委員長(社)より報告があつて、林(道政)塚田(労)岩田(道政)松尾(道政)各委員より、石炭手当免税が寒冷地控除かの問題について意見の交換があり、暫時休憩、午後二時五十五分再開。

③ ついで寒冷地控除に關する第二次中央折衝委員を派遣することとし、派遣委員に岩田(道政)小島(社)委員及び井川委員(道政)又は西野委員(道政)の三名、期間は十二月八日より十五日まで八日間に決し、午後三時十分散会。

○十二月六日 午前十一時二十分、第二委員室において開議。

① 官北委員長（社）より、諮願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第四百十七号、第五百十二号の審査を行い、暫時休憩、午後零時二十分再開。

② ついで請願第四百十七号、第五百十二号は保留に決し、次に請願第四百十八号について審査を行い、暫時休憩、午後二時二十五分再開。

③ ついで請願第四百十八号は保留、陳情第一号は不採択に決し、午後二時五十分散会。

○十二月十九日 午後零時二十五分、第一委員室において協議会を開議。

① 中牧年長委員（道政）より、正副委員長が出席しないので協議会として運営することについて諮り、岩田議員（道政）よりこのことについて発言があつて中牧委員より正副委員長の出席がない事情について述べた後、協議会としてすめることとし、第四定例道議会に提出予定の案件について説明を求め、総務部次長、財政課次長より議案第一号乃至第九号について説明を聴取、岩田委員（道政）より、国庫返納金の今後の見通し、職員の退職手当の資金操作等について質疑、応答の後、暫時休憩、午後二時二十五分再開。

② ついで議案第十号乃至第十七号、第十九号乃至第三十四号について財政課次長より、議案第十八号について地方課係員よりそれぞれ説明を聴取、塚田委員（労）より、工業誘致条例制定の件に関連して助成の基準について、岩田委員（道政）より、知事等に対する期末手当支給に関する条例制定について質疑、応答があつて、

③ 次に寒冷地特別控除に関する中央折衝経過について西野（道政）岩田（道政）小島（社）各委員より報告があつて、第三次上京折衝については時期を見て委員会で決めることとし、

④ 次に道有物品整理の問題について出納長より説明を聴取の後、午後三時四十分散会。

○十二月二十三日 午前十一時二十五分、第二委員室において開議。

① 二瓶副委員長（協ク）より、追加提出案件について説明を求め、議案第三十五号、第三十六号について総務部次長より説明を聴取、田呂（協ク）塚田（労）小島（社）松尾（道政）各委員より年末資金貸付の問題についてそれぞれ質疑があり、総務部次長より答弁、暫時休憩、午後零時五分再開。

② ついで本案については二十四日に支給したいということであり委員会付託を省略本会議で即決となる場合異議なきやを諮り、異議なく了承することとし、

③ 次に議案第二十九号乃至第三十二号は期末手当の案件であるので委員会付託を省略本会議で即決となる場合、これを了承することとし、午後零時二十分散会。

○十二月二十七日 午前十一時四十五分、第一委員会において開議。

① 二瓶副委員長（協ク）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第十九号、第二十七号、第三十三号は原案可決、請願第一百五号、第一百八号、第一百十九号、第四百十七号乃至第四百十九号、第五百十二号、陳情第二号、第四十七号、第二百三十二号乃至第二百三十五号、第二百七十八号、第二百八十七号、第二百九十三号、第三百十七号、第三百二十五号は継続審査に決定。

② 次に二瓶副委員長（協ク）より、昨二十六日知事室において総務委員を含めた産業団体、職組等の関係団体が集會し石炭手当免税、寒冷地控除の問題に関する協議会で知事の上京折衝が決定し、本委員会より岩田（自民）小島（社）両委員が二十七日上京して協力することとなつた旨を述べて了承を求め、ついで明年一月六日に委員会を開くこととし、午後零時二十分散会。

建築委員会

○十二月二十六日 午後一時十三分、第三委員室において開議。

① 糸川委員長（社）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第二十四号乃至第二十六号はいずれも同意議決に決し、

② 次に昭和三十一年度建築関係国費予算について建築部長より説明を聴取、ついで予算折衝のため上京委員を派遣することに決し、派遣委員は各党一名宛とし後刻その氏名を委員長まで報告することとした。

③ 次に三十一年度道費予算の編成について建築部長より説明を聴取の後、午後二時六分散会。

水産委員会

○十二月一日 午後二時七分、第二委員室において開議。

① 井野委員長（社）より、中型底曳船による鯧混獲問題に関するその後の経過について説明を求め、漁業調整課長より説明を聴取、松平委員（道政）より、オコック海では禁止又は制限をしない方針かどうか、また禁止区域拡張問題との関連について、沖野委員（道政）より、オコック海域漁民は中型底曳による鯧漁獲を許容しているかの如き漁業調整課長の答弁であるがどうかについて質疑及び意見が

あつて、漁業調整課長より答弁、暫時休憩（休憩中、松浦代議士より、本問題の全面禁止措置の必要とこれに対する道案の推進について発言があつた）、午後二時五十五分再開。

② ついで坂下（社）麻里（道政）川村（社）各委員より、鯧混獲全面禁止の結論の打出し方について意見があつて、委員長より、本件に対する委員会の態度として全面禁止の線ですすむことについて諮り、異議なくそのことに決した。

③ 次に川村委員（社）より、小手繰船に対する道の方針及び小手繰船対策の樹立について、松平委員（道政）より、違反小手繰船に対する対策について、黒沢副委員長（社）より、小手繰船の違反に対する対策について質疑及び意見があり、漁業調整課長より答弁、委員長より、中型底曳船の取締りと共に小手繰船違反に対しても嚴重取締り方要望があつて、午後三時三十分散会。

○十二月二十三日 午前十一時四十分、第三委員室において開議。

井野委員長（社）より、底曳船による鯧混獲問題について中央折衝経過の報告を求め、黒沢副委員長（社）より報告、ついで北洋出漁折衝概況について阿部委員（道政）より報告があつた後、鯧混獲問題に関して水産部長より事務折衝の経過について説明を聴取、村本委員（社）より、水産庁が道案では具体的にどのような支障があるというのか、また水産庁案の合理性という点について、沖野委員（道政）より、過去の取締規則の頃に本道海域における底曳船による鯧混獲の事例があるというがその資料、先般来道の水産庁底曳班長の調査目的並びに底曳代表側とのみ懇談し沿岸漁業者と会わなかつた点についての考え方等について、川村委員（社）より、水産庁では最悪の場合は現行法で行くことを考えているというが意識的に鯧漁獲用の網を使用するものも実情を承知しながら混獲として容認する意向か、また春鯧の季節を目前に控えて本問題の方向早期決

定の必要、現行法規による取締りの問題等について質疑及び意見があり、水産部長より答弁、ついで委員長より、先般上京折衝の際本件について林、本名、松浦各代議士に調整役を依頼したが松浦代議士より明二十四日本件について水産委員と懇談したい旨の電報が来ている旨を述べ、本件に対する委員会の結論の打ち出し方について諮り、松平（道政）沖野（道政）委員黒沢副委員長（社）よりそれぞれ意見があつて、一応の考えとしては全面禁止の線ではあるが弾力性のある考え方で望むこととし、明日松浦代議士と会合する委員は四、五名としその指名は委員長一任とすることに決し、午後一時散会。

○十二月二十六日 午前十時五十分、運営委員室において開議。

井野委員長（社）より、鯨混獲問題に関し黒沢副委員長（社）川村（自民）沖野（自民）麻里（自民）各委員及び委員長の五名が松浦代議士と協議を行つた内容について報告、協議の後代表委員五名をもつて検討し現行規定をもつて取締の徹底と違反者の厳罰並びに処分ができる行政措置を要望することとして立案した「にしん漁獲問題妥結上の原則的考え方」について検討されたい旨を述べ、沖野委員（自民）より、取締りが不徹底の場合明年度において全面禁止する旨の条件を示す必要はないか、麻里委員（自民）より、取締りの徹底の問題についてそれぞれ意見があり、水産部長より応答の後、本案をもつて水産庁と折衝に入るよう理事者に要望することに決し、午前十一時三十五分散会。

労働委員会

○十二月二十七日 午前十一時四十五分、第三委員室において開議。

① 山内委員長（労）より、失対事業国庫補助率の引上げ問題等に関する中央折衝の経過について報告、ついで労働部長より事務的折衝の経過について説明を聴取。

② 次に請願、陳情の審査に入り、請願第百十七号、第二百六号、陳情第百五十五号、第百六十一号、第二百三十八号、第二百四十号、第二百八十六号、第三百十号、第三百二十一号は採択、請願第百四十四号は継続審査に決し、

③ 次に年末労働事情の概況について労政課長、職業安定課長、失業保険課長より説明を聴取、午後一時十分散会。

農務委員会

○十二月二十四日 午前十時四十分、第二委員室において開議。

秋山委員長（協ク）より、本道産大豆の価格安定並びに水害対策等に関する中央折衝経過について報告の後、豆類の価格暴落の状況について農政課長より説明を聴取、橋本（正）副委員長（社）より、増産を奨励して豊作になつたら農民だけが損をするようなことのないようにされたい旨の要望を述べた後、国内需要量に対する国内生産量について、大沢委員（道政）より、中共大豆の年別輸入量と価

格についてそれぞれ資料の提出要求があつて、委員長より理事者に資料の提出を要求し、午前十一時散会。

○十二月二十五日 午前九時四十二分、第二委員室において開議。

① 秋山委員長（協ク）より、本会議開議の關係上緊急を要するものから順次議題とする旨を述べ、請願、陳情の審査に入り、まず陳情第三百二十九号豆類価格安定対策の件を議題とし、雑穀の動き並びに中央に対する折衝状況について農政課長、経済連専務より説明を聴取、橋本（正）副委員長（社）より、農共の協同計算販売による融資の金利、生産費を割つた損失額、出廻り時期の予想が全くつかなかつたか、今後価格騰貴した場合共同計算では農家に還元されるか販連の利益になるか、共同計算販売における農協の手数料、本道雑穀農家が蒙つた損失の計数的な資料の取りまとめ方等について、大沢委員（自民）より、農協の共同計算販売による場合とその他の場合との比較、今後の農産物価格の維持対策、輸入大豆の制限と政府買上方要請の必要等について、中野（与）委員（社）より輸入中共産大豆の棚上げと価格安定法へのとり入れ方要請について質疑及び意見があり、農政課長、経済連専務及び同雑穀課長より答弁があつて、本件は採択に決し、なお本件について意見書を提出することとし、中央折衝等必要な場合は派遣委員の選任並びに日程等委員長一任に決定、ついで陳情第三百三十三号は採択に決し、暫時休憩、午前十一時三十五分再開。

② 休憩前に引続き請願、陳情の審査を行い、請願第七十四号、陳情第三百二十四号は継続審査、請願第五百十五号、陳情第三百十四号は保留とすることに決し、午前十一時四十分散会。

○十二月二十七日 午前十時三十分、第二委員室において開議。

① 秋山委員長（協ク）より、日甜社長より議長宛に「情勢の変化に

より網走管内に一工場設置を決意し關係方面に陳情書を提出したの
でよろしく頼む」旨の電報があつた旨を報告、ついで陳情聴取を行
うこととし、北農中央会専務より、三十一年度北海道農業振興方策
の推進に關する諸問題について陳情を聴取。

② 次に付託案件の審査に入り、議案第十六号、第十七号は原案可決、
請願第五百十五号、陳情第三百十四号は継続審査に決定。

③ 次に北海道産豆類の価格安定措置に關する意見書の案文について
諮り、異議なく案文のとおり提出することに決し、なお本件に關す
る折衝等については前回決定のとおり委員長一任とし、

④ なお残余の案件については閉会中継審査とすることとし、午前十
一時五十五分散会。

民生委員会

○十二月二十二日 午後二時、第三委員室において協議会を開議。

井口委員長（社）より、定数に達しないので協議会形式ですすめる
旨を述べ、梶向村長より、梶向村に保育所設置について陳情を聴取、
なお定数に達しないので本日はこの程度とし二十六日に委員会を開
くこととして、午後二時十五分散会。

○十二月二十六日 午前十時三十二分、第二委員室において開議。

井口委員長（社）より、外地引揚者の舞鶴出迎について委員長に
おいて高橋（長）委員（社）を大成丸に、増田委員（社）を興安丸
にそれぞれ派遣した旨を述べて了承を求めた後、付託案件の審査に

入り、議案第二十号は原案可決、請願第四十三号は採択に決し、午前十時五十分散会。

○十二月二十八日 午前十時二十五分、第二委員室において開議。

① 井口委員長（社）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第百八十九号、第百九十五号、第百九十六号、第二百二号、陳情第百八十三号、第三百十五号は採択、請願第百七十三号、第百九十号は継続審査に決定。

② 次に民生関係予算に関する中央折衝経過について新川副委員長（労）より報告があり、ついで昨日道南地方に発生した災害状況について社会課長より説明を聴取、ついで引揚者の舞鶴出迎について増田（社）高橋（辰）（社）各委員よりそれぞれ報告があつて、

③ 次に三十一年度民生関係国費予算について民生部長より説明を聴取の後、情勢によつて上京委員を派遣することとし、派遣委員の選任については委員長一任に決し、期間は一週間程度、時期については後程決めることとし、午前十時五十分散会。

商工委員会

○十二月二十三日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議。

森川委員長（社）より、商工部長は明日緊急上京することになつているので今議会に提案される北海道工業誘致条例制定の件について説明を聴取し議案が付託された場合の参考に致したい旨を語り、異議なくそのことに決し、商工部長、工業課係員より説明を聴取、

泉谷委員（協ク）より、たとえば富士セメント株式会社の不動産取得税減免の問題と本条例の適用有無について、西川委員（道政）より、工場誘致に当り助成指定の適用範囲を拡大して大巾助成を行うべき点、中小工業育成の問題、新設の解釈と条例運用の問題等について、五藤委員（社）より、新設ではなく建物を買収して事業を始めた場合の適用について、和平副委員長（労）より、条例第四条の助成指定基準の問題について質疑及び意見があり、商工部長、工業課長より答弁があつて、午後零時五十分散会。

○十二月二十六日 午後一時五十分、副議長室において開議。

① 森川委員長（社）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二十八号は前回の委員会における西川委員（自民）の希望意見を報告文に取入れることとして原案可決、陳情第二百四十八号、第二百五十号、第三百十二号は採択、請願第三十二号、第四十八号、第百十号、第百四十三号、第百八十七号、陳情第百五十二号、第百六十号、第百四十九号、第百九十二号は継続審査に決定。

② 次に岡林委員（社）より、大阪物産幹旋所の移転問題に関する森川委員長の談話について質疑があり、委員長、商工部長よりその状況について説明、ついで橋本（清）委員（社）より、中国見本市参加業者に対する助成の問題について（関連して和平副委員長（労）より、この際関係業者団体の会合をもつ必要がある旨の意見あり）、岡林委員（社）より、請願第百四十三号白糠町白糠信用組合設立に對し認可の件に關し現在までの状況、天北原野開発の進行状況及び個所付等について質疑があり、商工部長より答弁。

③ 次に炭鉱保安に関する件、石油製精工場設置に関する件、合成繊維工場誘致に関する件等について和平副委員長（労）より中央折衝経過の報告があつて、午後二時三十分散会。

林務委員会

○十二月二十六日 午前十一時二十分、副議長室において開議。

窪田委員長（社）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二十三号、第三十四号は原案可決、請願第九十七号、第九十九号乃至第九十九号は継続審査に決し、午前十一時五十分散会。

文教委員会

○十二月十九日 午前十一時五分、第二委員室において開議。

① 冒頭、芦別市議会文教委員長より、芦別高等学校の学級増加措置について陳情を聴取。

② 遠藤副委員長（社）より、十二月一日より九日まで学校給食施設及び設備整備に対する国庫補助措置等の問題について実施した中央折衝の経過について報告を行った後、第四回定例道議会に提案予定の三十年度教育費追加予算の内容について説明を求め、財務課長より説明を聴取、ついで大石委員（社）より、一般旅費の追加分の内容、稚内盲ろう学校の土地買収問題のその後の経過、高校道立移管の見通し並びに年次計画樹立の見通し等について、吉田委員（道政）より、今後の校舎修繕に対する見通しについて、遠藤副委員長（社）より、産業教育施設費の起債及び道担分予算化の状況について質疑があり、財務課長、学校管理課長より答弁、暫時休憩（休憩中、北

海道産業教育審議会代表より、産業教育施設の早期予算措置について陳情を聴取、午後零時九分再開。

③ ついで大石委員（社）より、稚内盲ろう学校の敷地買収予算の早急計上方並びに学校教員の年末手当支給に差をつけまいよう措置された旨の要望があり、また吉田委員（道政）より、産業教育施設費に対する国庫補助と道負担の問題現状について、佐野委員（社）より、産業教育施設費の道負担分予算化の見通し並びに本問題について道教委より知事に対し充分折衝の上実現すべき旨また、高校の校舎修繕費に対する抜本的な方策等について、質疑及び意見があり、財務課長、学校管理課長より答弁、午後零時三十三分散会。

農地開拓委員会

○十二月十九日 午後二時八分、第二委員室において開議。

① 冒頭、農民同盟代表より、営農用ホイール型輸入トラクターの免税措置について陳情を聴取。

② 笠井委員長（社）より、開拓不振地区に対する営農振興対策並びに開拓関係公共事業費予算の一割削減反対等に関する中央折衝経過について報告の後、公共事業費の七割削減並びに開拓営農不振地区の問題について農地開拓部長より説明を聴取。

③ 次に第四回定例道議会に提案予定の追加予算について総務課長より説明を聴取。

④ 次に予備自衛官の入植問題並びにオネスト・ジョンに関するその後の経過について農地開拓部長より説明を聴取、ついで天谷委員（協

ク)より、根釧のパイロット・フアームと篠津原野開発に対する中央の情勢について、大石委員(社)より、貧困開拓者の越冬対策について質疑があり、農地開拓部長より答弁、午後四時五分散会。

土木委員会

○十二月十三日 午前十時五十分、第一委員室において開議。

- ① 時田委員長(社)より、昭和三十年発生公共土木施設災害復旧事業費等緊急事件処理に関する中央折衝の経過について報告を求め、本多委員(道政)より報告の後、本件に関するその後の経過並びに三十一年度国費予算獲得の見通しについて土木部長より説明を聴取、ついで朝日副委員長(協ク)及び西島(道政)中山(道政)委員より、三十一年度予算獲得の中央折衝の実施について意見があり、暫時休憩、午前十一時三十分再開。
- ② ついで委員長より、三十一年度国費予算獲得の中央折衝については正副委員長において議長と協議の上決定したい旨を述べ、
- ③ 次に請願、陳情の審査に入り、請願第一号、第七号、第十四号、第二百二十六号、第二百二十七号、第四百四十五号、第五百五十八号、第六百六十一号、第七百七十九号、第八百八十二号、第八百八十六号、陳情第十七号、第九百三十三号、第九百九十八号は継続審査に決定。
- ④ 次に十二月十日東京において開かれた全国道路利用者会議の経過について道路課次長より説明を聴取、午前十一時三十五分散会。

○十二月二十三日 午前十一時二十五分、第一委員室において開議。

時田委員長(社)より、請願の審査を行う旨を述べ、請願第九百九十四号積雪寒冷地域における冬期交通確保等に関する特別法制定要望の件は採択に決定、ついで本件について積雪寒冷地域における道路の冬期交通確保等に関する特別法制定要望意見書の提出について諮り、異議なく案文のとおり提出することに決し、午前十一時三十五分散会。

衛生委員会

○十二月十二日 午前十時四十五分、第一委員室において開議。

- ① 冒頭、余市町長より、簡易水道事業に対する道費補助について陳情を聴取。
- ② 鈴木委員長(社)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第九十二号、陳情第二百七十六号は継続審査に決し、
- ③ 次に札幌医大に大学院設置の問題並びに北海道大学にX線技師養成学校設置の問題等について行つた中央折衝の経過について委員長より報告、佐々木委員(道政)及び児見山副委員長(社)より補足報告があつて、佐々木(道政)朝日(協ク)委員より、札幌医大の図書購入費予算の早期令達方について意見があり、ついで医大理事長、同事務局長より、札幌医大に大学院設置の問題に対する委員会の努力に対して謝辞があり、
- ④ 次に河野委員(社)より、稚内保健所の医師不足の補充について意見があり、医務薬事課長より応答、川口委員(道政)より、先般実施した道内衛生事情調査の際に陳情を受けた事項の具体化について

て協議すべき旨の発言があつて、

- ⑤ 次に本日散会后札幌市内血液銀行、幌西療養所、ひ尿消化槽等の衛生施設を視察することとし、午前十一時三十五分散会。

○十二月二十六日 午後一時四十分、第二委員室において開議。

- ① 児見山副委員長（社）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二十一号は原案可決、請願第九十二号、陳情第三百二十二号、第三百二十六号は採択、陳情第二百七十六号は継続審査に決定。

- ② 次に三十一年度衛生部関係国費予算の増額要請に関する中央折衝委員の派遣について諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員、日程等については委員長一任とし、午後一時五十分散会。

治安委員会

○十二月十五日 午後一時三十六分、第二委員室において小委員会を開議。

- ① 川瀬臨時主査（協ク）より、主査の互選について諮り、川瀬委員（協ク）を主査とすることに決し、
- ② 川瀬主査（協ク）より、請願第二十四号小樽警察署長の不当越権行為に関する調査及び措置の件を議題に供し、本件の取扱い方について協議の後、一旦休憩、午後二時二十五分再開。
- ③ ついで明日小委員会を開いて、警告の案文について協議することとし、午後二時二十九分散会。

○十二月十六日 午後一時四十二分、第二委員室において小委員会を開

議。

川瀬主査（協ク）より、請願第二十四号に関する意見及び当局に対する要望事項の案文について諮り、請願第二十四号は案文のとおり意見を付して採択に決定、ついで本件採択に伴う措置要望事項については、案文のとおり委員長より当局に対して口頭をもつて要望することに決し、午後一時五十分散会。

○十二月十六日 午後二時四分、第二委員室において開議。

- ① 田呂委員長（協ク）より、請願第二十四号小樽警察署長の不当越権行為に関する調査及び措置の件に関する小委員会の審査の結果について報告を求め、川瀬委員（協ク）より報告があつて、本件については小委員会主査の報告のとおり決定、議長に対する報告については意見を付すこと、なお意見の字句等修正の必要がある場合には委員長一任とすることに決し、ついで委員長より、本件採択に伴う措置要望事項について警察当局に対し要望を行った後、この際各委員より当局に対する要望点があれば発言を求めたい旨を述べ、村本委員（社）より、警察側の判断に一つの先入観があるようなので特に慎重を期されたい旨、舟木副委員長（労）より、警察官の民衆に対する態度については充分注意するよう指導されたい旨の要望があり、

- ② 次に請願、陳情の審査い、陳情第二百九十五号は不採択、請願第三百三十九号乃至第四百四十二号、陳情第二百九十四号、第三百九十六号は継続審査に決定。

- ③ 次に和平副委員長（労）より、警察職員の互助会設置の問題に関するその後の道当局との折衝経過について、児見山委員（社）より、交通整理の改善について、田呂委員長（協ク）より、交通安全確保の問題について質疑及び意見があつて、警察本部長より答弁、午後三時四十五分散会。

○十二月二十六日 午後三時十八分、第三委員室において開議。

① 田呂委員長（協ク）より、請願の審査を行う旨を述べ、請願第三十九号乃至第四百一十一号はなお明日審査を続行することとし、

② 次に自治警より道警に移つた者に対する給与の調整並びに定員増加の要請に関する意見書の提出について諮り、異議なくそのことに決し、案文については明日協議することとし、午後三時五十二分散会。

特別委員会

予算特別委員会

○十二月二十八日 午後零時二十分、第三委員室において開議。

田呂委員長（協ク）より、二十六日の委員会提出することに決定した警察官定員等の問題に関する意見書の案文について諮り、岩田委員（自民）より、自民党は異議ない旨、舟木委員（労）より、党に諮つて決めたい旨の発言があつて、社会、労農両党において原案賛成に決つた場合は委員会を開かず本会議に上程すること、若し変更する場合は委員会を開くこと、また、原案のとおり決定した場合は三名程度上京委員を派遣することに決定、午後零時五十四分散会。

○十二月二十五日 午後四時三十二分、第一委員室において開議。

① 大竹臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、笠井委員（社）より、暫時休憩の上各派代表により協議されたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後四時三十六分再開。

② 本多委員（自民）より、指名推選の方法により大竹委員（協ク）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 大竹委員長（協ク）より、副委員長互選の方法について諮り、本多委員（自民）より、指名推選の方法により和平委員（労）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

④ 次に付託案件の審査日程について諮り、付託議案全部を一括して審査することとし、午後四時四十六分散会。

○十二月二十八日 午後六時五十二分、第三委員室において開議。

田呂委員長（協ク）より、意見書案について社会党側より党の意見がましまらない旨の申し出があつた旨を述べ、舟木副委員長（労）及び井川（自民）岩田（自民）各委員よりそれぞれ意見があつて、本件については閉会中の事務調査事項として協議し必要によつては委員を派遣して折衝を行うこととし、午後七時五十分散会。

○十二月二十六日 午前十一時、議場において開議。

大竹委員長（協ク）より、議案第一号乃至第十五号及び第二十二号を一括議題に供し、通告の質疑に入り、深山委員（自民）より、昇給昇格の実施に伴う予算措置の問題について、林委員（自民）より、(1)高校入学者選抜問題の本会議における教育委員長の答弁についての責任、選抜方法の審議を非公開で行つた問題及び正規の会議室以外の場所で協議会形式で審議を行つた問題、(2)ワークブック

決算特別委員会

○十二月二十八日 午前三時五十分、第三委員室において開議。

① 岡林臨時委員長（社）より、委員長互選の方法について諮り、暫時休憩、午後四時再開。

② 田呂委員（協ク）より、委員長の互選は指名推選の方法により齋藤委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 齋藤委員長（社）より、副委員長互選の方法について諮り、田呂委員（協ク）より、指名推選の方法により本多委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

④ 次に決算審査の日程について諮り、明年一月十七日に委員会を開くこととし、第一日は提案説明、監査意見等に対する大體質疑、日程等の打合せ、第二日及び第三日は書面審査、第四日は民生、労働、衛生、農務、農地開拓、林務各部所管、第五日は商工、建築、土木、水産各部、教育委員会、公安委員会各所管、第六日は総務部所管、第七日は意見調整、とすることに決し、午後四時十分散会。

総合開発調査特別委員会

○十二月六日 午前十時二十分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、特殊気象地帯農業振興確立対策の推進並びに総合開発第二次五カ年計画樹立促進に関する中央折衝の経過について報告の後、総合開発第二次五カ年計画に対する各部作成の

その他生徒に売られる教材に対する北教組の扱い方の問題等について、本多委員（自民）より、(1)国民健康保険直営診療所設置に対する道費補助の見通し及び昨年度分の残額交付の見し、(2)国保連合会に対する本年度補助の見通し、(3)簡易水道に対する補助の見通し、(4)本年度水害の被災農家に対する救農土木事業実施の問題等について、福島委員（自民）より、中型度曳船の春鯨混獲制限に対する違反の実態並びにその取締りの問題について、山元委員（自民）より、(1)高等学校産業教育施設費の予算措置の問題、(2)教員の自然退職の問題等について、川口委員（自民）より、(1)道内歯科医師不足対策としての札幌医大に歯学部設置の問題、(2)道立高校と市町村立高校の教員交流に関する退職手当通算の問題、(3)高校入学者選抜方法決定に関する前々教育委員長の高校長会との約束問題、三十一年度選抜案と三十年度選抜方法との比較並びに過年度及び私学卒業生に対する取扱い方の問題等について質疑があり、総務部長、民生部長、農地開拓部長、水産部長、衛生部長、教育委員長、教育長よりそれぞれ答弁があつて付託議案全部に対する通告の質疑を終了、暫時休憩、午後一時一分再開、直ちに散会。

○十二月二十七日 午後三時五十分、議場において開議。

大竹委員長（協ク）より、付託案件の全部を一括議題に供し、各案とも原案のとおり決するに異議なきやを諮つて、いずれも原案可決、委員長報告については委員長一任とすることに決し、ついで委員長より付託案件に対する審査終了の挨拶があつて、午後三時五十分散会。

素案について説明を求め、民生部関係について社会課長より説明を

聴取、本多委員(道政)より、民生安定対策の取り入れ方について、時田委員(社)より、人口推定の問題、第二次計画立案における各部に対する指示の内容等について質疑があり、民生部長、企画課長より答弁、次に衛生部関係について衛生部長より説明を聴取、二瓶委員(協ク)より、人口に対する医師不足の問題について、津川委員(社)より、札幌医大に大学院設置の見直し並びに医師の学関係について、本多委員(道政)より、農村の医師不足の対策について、太田委員(社)より、道立病院及び道立診療所の医師の待遇問題、精神病院の設置補助状況等について、新川委員(労)より、資金計画について質疑があり、衛生部長より答弁があつて、一旦休憩、午後二時五分再開。

② ついで休憩前に引続き、教育委員会関係について学校管理課長より説明を聴取、資金計画ができてから総合的に検討することとし、新川委員(労)より、広川構想の数字と異なる点だけについて資料の提出要求があつて、午後三時十分散分。

○十二月七日 午前十時四十五分、第一委員室において開議。

① 時田委員長(協ク)より、昨日に引続き総合開発第二次五カ年計画に対する各部素案について説明聴取を行う旨を述べ、林務部関係について林業指導課長より説明を聴取、新川委員(労)より、国、道、民有林関係における森林計画の一元化及び土地利用区分について第二次五カ年計画への取入れ方に関する計画について資料の提出要求があつて、一旦休憩、午後一時十分再開。

② ついで商工部関係について工業課、資源課各係員より説明を聴取、二瓶委員(協ク)より、今後の雇用状況の見直しについて、津川委員(社)より、本道同様に立地条件の悪い地方の産業振興状況及び本道において重点的にとり上げる工業について質疑があり、答弁が

あつて、午後三時十五分散会。

○十二月八日 午前十時二十五分、第一委員室において開議。

① 時田委員長(協ク)より、総合開発第二次五カ年計画に関する各部の素案について説明を求め、建築部関係について建築部長より説明を聴取、新川委員(労)より、国家公務員住宅の算定が少い、また民間についても少くないか、住宅公園の事業内容等について質疑、応答があつて、次に農地開拓部関係について総務課長より説明を聴取、二瓶委員(協ク)より、用地の取得計画、入植計画に関する林務関係との競合の問題、穀類生産地区と他の地区との開拓計画立案の問題、パイロット・ファーム計画のとり入れ方等について、大島委員(道政)より、新規入植者の営農計画の内容及び今後の入植者に対する営農計画改善の問題について、津川委員(社)より、農耕地の開墾進捗に併行して河川改修等の調整、入植者に対する教育計画の問題等について質疑及び意見があり、それぞれ応答があつて、一旦休憩、午後二時四十分再開。

② ついで農務部関係について農政課長より説明を聴取、本多委員(道政)より、農家の生産を高め失業をなくするためには国の強力な協力を求めるような素地を考へるべきである。また農家の副業に対する指導について具体的に打出すべき問題等について、津川委員(社)より、農産物の価格安定対策、ビートの指導対策、雑穀の作付指導の問題、農業試験場の国立、道立の一元化の問題、稲の地域的重点試験の実施等について、二瓶委員(協ク)より、農地開発に伴う生産品の輸送及び消流対策、畜産関係など、開拓、農務の両部に互るもの一元化の問題等について質疑及び意見があり、農政課長より答弁、午後三時五十分散会。

○十二月九日 午前十時三十五分、第一委員室において開議。

① 時田委員長(協ク)より、総合開発第二次五カ年計画に関する各

部素案について説明を求め、水産部関係について漁政課長より説明を聴取、新川委員(労)より、漁家数は現状維持となつてゐるが本道の人口吸収計画との関係はどうか、また消流対策の樹立、精油工場の計画、漁船整備計画に対する資金対策等について、津川委員(社)より、漁業協同組合の育成対策、水産不振地区対策に關連して農耕地の選定等について、時田委員(社)より、漁船の大型化に対する助成金及び無動力船解消の補助金打ちりの理由について質疑があり、漁政課長より答弁、一旦休憩、午後一時二十分再開。

② ついで土木部関係について道路課員より説明を聴取、中牧委員(道政)より、除雪費、道費河川改修費の問題等について、太田委員(社)より、河川改修において同一河川で国と道とが行つてゐる箇所並びにその場合開発局との打合せについて、新川委員(労)より、総合経済六カ年計画では最初の三カ年は新規を認めないことになつてゐるが本道の特殊事情から認めてもらうように計画を立てるべきである、また、雇用問題についての計画樹立を考慮されたい、離島振興計画はどうなつてゐるか等について質疑及び意見があり、それぞれ応答があつて、関係各部の素案に対する審査を終了、なお労働部関係については素案未完成のため後日説明を聴取することとし、

③ 次に三十一年度開墾予算獲得の問題を議題とし、委員長よりこれまでの経過について報告の後、中央折衝を行うこととし、派遣委員の人数並びに選任は委員長一任により、太田(社)本多(道政)新川(労)各委員及び時田委員長(協ク)に決定、午後四時二十分散会。

○十二月二十六日 午前十一時三十分、第一委員室において開議。

時田委員長(協ク)より、三十一年度開墾予算獲得に關する第一班の中央折衝経過について報告を行い、ついで今後の対策について協議の後、第二班児玉(自民)本多(自民)時田(社)各委員及び

時田委員長(協ク)一月三日より十日まで八日間、第三班沖野(自民)松平(自民)大島(自民)鈴木(社)各委員及び中野(定)副委員長(社)一月八日より十五日まで八日間、第四班中牧(自民)山本(自民)宮北(社)津川(社)二瓶(協ク)各委員一月十三日より二十日まで八日間、をそれぞれ派遣することとし、なお委員の増員及び日程等については正副委員長において臨機応変の措置をとることに決し、午後零時三十五分散会。

漁業法水産業協同組合法改正に關する 調査特別委員会

○十二月一日 午後一時四十分、第二委員室において開議。

井野委員長(社)より、法改正要望に關する第一班及び第二班の中央折衝の経過について報告、ついで第三班の折衝委員派遣について諮り、派遣委員に坂下(社)阿部(道政)松平(道政)川端(道政)各委員、井野委員長(社)黒沢副委員長(社)を決定、期間は十二月四日より十三日まで十日間とし、午後二時五十分散会。

○十二月二十三日 午後一時五分、第三委員室において開議。

井野委員長(社)より、漁業法及び水産業協同組合法改正に關する中央折衝の今日までの経過について今議会で文書を以て中間報告を行う旨を述べ、案文ができ次第各委員に配付することとし、午後一時十分散会。



全国都道府県議会議長会

○十二月六日 東京都（産業会館）において幹事会を開催。「昭和三十年度地方財政措置についての臨時国会における政府、与党の動き」及び「昭和三十一年度地方財政の措置に関する国の地方制度調査会の答申決定に至るまでの経過」並びに「これらをもめくつて行われた地方六団体の運動等」について報告があつた後「国家公務員の年末手当引上げに伴い地方公務員に対する財源措置方について」の十二月三日地方六団体における要望決議を再確認し、これが実現に向つて努力することを決定、次いで「第三十四回定例会議決事項の処理について」「昭和三十年度地方財政措置対策について」「昭和三十年度第二次臨時分担金について」それぞれ協議した。

○十二月七日 東京都議会第四委員室において第二十五回地方制度調査委員会を開催。さきに国の地方制度調査会が行つた昭和三十一年度地方財政措置に関する答申についての経過と内容の報告があり、今後における地方自治法及び地方制度改革事項を中心に自治庁小林行政部長、藤田特別委員の意見等を聴いた後これらに対する今後の方針について協議、その結果従来の自治法関係、制度関係の二部会を廢し各ブ

ロック一名の委員に正副委員長を加えた九名の小委員会を設け、審議を進めることに決定した。

第四回定例道議会の議決を経た条例の公布調

件名	議決月日	公布月日 番 號
北海道知事等に対する昭和三十年十二月における期末手当の支給に関する条例	一一、二二	一一、二六
北海道職員に對する昭和三十年十二月における期末手当の支給に関する条例	同	同
北海道地方警察職員に對する昭和三十年十二月における期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例	同	同
北海道学校職員に對する昭和三十年十二月における期末手当の支給に関する条例	同	同
北海道工業誘致条例	一一、二七	一一、一一
北海道有財産条例の一部を改正する条例	同	同
北海道立性病病院条例の一部を改正する条例	同	同



第二十三臨時国会の展望

保守革新の二大政党対立最初の第二十三臨時国会は、十一月二十二日開会、二十五日間の会期を終え、十二月十六日閉会した。

この臨時国会は地方財政赤字対策と公務員の年末手当増額問題を主要議題として開かれたもので、地方財政関係三法案及び第二十二国会から継続された「地方財政再建促進措置法」は別に問題もなく両院を通過成立を見た。

然し原子力関係法案（原子力委員会設置法、原子力基本法、総理府設置法の一部改正法（原子力局設置）濃縮ウラン受入協定条約）日・ソ交渉、国連加盟問題、二大政党対立による政権授受論等をめぐって激しい纏戦がかわされた。

なお、この国会で昭和三十年年度特別会計予算補正の審議に当り衆院予算委員会が社会党提出の組替案が議題となり与党議員の質問に対し社会党が提出側の立場から答弁するという新例を開いたことが注目された。法案等審議の結果は次のとおり。

- 一 承認された條約
 - (1) 万国著作権条約の批准について承認を求める件（条約第一号）
 - (2) 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国

- (3) 政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第二号）
 - (4) 万国著作権条約の条件付の批准、受諾又は加入に関する同条約の第三付屬議定書の批准について承認を求めるの件（条約第三号）
 - (5) 無国籍者及び亡命者の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第一付屬議定書の批准について承認を求めるの件（条約第四号）
 - (6) ある種の国際機関の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第二付屬議定書の批准について承認を求めるの件（条約第五号）
- 二 予 算
- (1) 昭和三十年年度特別会計予算補正（特第二号）
- 三 法 律 案

（カッコ内は二十二国会提出継続法律案数）

提出区分	提出法律案数	内			成 立	内 閣			
		衆院繼續	参院繼續	審査未了		衆院議員	参院議員	計	
内 閣	一〇（二）			一〇（一）	九（四）	一（二）	二〇（一八）	一五（一）	三（一七）
衆院議員									
参院議員									
計									

内閣提出の部

提出番號	法 律 案 名	成立月日	公 布	
			月 日	法律番號
一	公職選挙法の一部を改正する法律	一一、一四	一一、一四	一八三
二	食糧管理特別会計法の一部を改正する法律	一一、一六	一一、一六	一八五
三	行政管理庁設置法の一部を改正する法律	一一、一六	一一、一九	一八九

八	原子力基本法	一一、一六二、一九	一一、一六二、一九	一八六
七	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律	一一、一四二、一四	一一、一四二、一四	一八二
六	罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律	一一、一五二、一九	一一、一五二、一九	一九二
五	緊急失業対策法の一部を改正する法律案	密査未了		
四	農産物価格安定法の一部を改正する法律案	衆院継続審査		
三	昭和三十年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案	衆院継続審査		
二	罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律	一一、九二二、一四	一一、九二二、一四	一八一
一	地方交付税法の一部を改正する法律案	密査未了		
衆議院議員提出の部				
一〇	日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律	一一、一六二、二九	一一、一六二、二九	一九六
九	原子力委員会設置法	一一、一六二、一九	一一、一六二、一九	一八八
八	総理府設置法の一部を改正する法律	一一、一六二、一九	一一、一六二、一九	一八七
七	一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律	一一、一四二、一四	一一、一四二、一四	一八四
六	交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	一一、一六二、一九	一一、一六二、一九	一九一
五	昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法	一一、一五二、一九	一一、一五二、一九	一九〇
四	飲業法の一部を改正する法律	一一、一五二、一九	一一、一五二、一九	一九三

九	奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律	一一、一六二、二四	一一、一六二、二四	一九四
衆議院議員提出の部				
一	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆院継続審査		
第二十二特別国会提出繼續法律案				
内閣提出の部				
提出番號	法律案名	成立月日	公布	法律番號
一一五	地方財政再建促進特別措置法	一一、一六二、二九	月 日	一九五
一四〇	地方公務員法の一部を改正する法律案	衆院継続審査		
衆議院議員提出の部				
提出番號	法律案名	摘要		
二六	国土開発縦貫自動車道路建設法案	衆院継続審査		
四三	砂利採取法案	同		
四六	日本電信電話公社法の一部を改正する法律案	同		
五四	接收不動産に関する借地借家臨時処理法案	同		
衆議院議員提出の部				
五	国設住宅法案	衆院継続審査		

六	日本分譲住宅公社法案	参院継続審査
七	日本分譲住宅公社法施行法案	同
九	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案	同
一四	日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案	同
二〇	公共企業体職員共済組合法案	同
二一	社会福祉事業等の施設に関する法律案	同
二二	建設業法の一部を改正する法律案	同
二五	公職選挙法の一部を改正する法律案	同
二六	幼児誘拐等処罰法案	同
二七	調理改善法案	同
二八	中央卸売市場法の一部を改正する法律案	同

四 決 議

- (1) 国際連合への加盟に関する決議
 - (2) カンボジア王国に対する感謝決議
 - (3) 日韓問題に関する決議 (以上衆院提出)
 - (4) 国際連合への加盟に関する決議
 - (5) 日韓問題に関する決議 (以上参院提出)
- 撤回されたもの
- (1) 昭和三十年度一般会計予算補正及び昭和三十年度特別会計予算補正の提出

を求める決議案

否決されたもの

- (1) 重光外務大臣の不信任決議案
上程されなかつたもの
- (1) 民主政治擁護に関する決議案
(いずれも衆議院)

北海道開発推進決議案可決

12月23日衆議院本会議

第二十四通常国会は十二月二十日開会されたが、二十三日の衆議院本会議において各派共同提案(岸信介君外九名提出)になる北海道開発推進決議案が上程され、広川弘弾氏(自民)の趣旨弁明の後全会一致で可決された。なおこの席上正力北海道開発庁長官は「北海道開発は、わが国の経済自立上最も必要でかつ緊急を要することである。この決議の趣旨達成のため渾身の努力をいたしたい」旨の発言を行った。

決議の全文次のとおり。

北海道開発推進決議

北海道の資源を開発し、産業の基盤を培養し、住民生活水準の向上を図ることは、今日わが国喫緊の要務である。

北海道は、その全面積七万八千四百六十一平方キロの広さを有し、海洋に、陸地に、地下に数多未開発の資源を蔵し、人口はわずかに四百八十万を数うるにすぎない現状である。

よつて、北海道開発法、国土総合開発法制定の趣旨にかんがみ、地方自治の本旨に基づき住民の創意を取入れ、基礎施設の拡充をはじめ未開発資源の開発、産業立地条件の改善等、北海道の積極的開発振興に万全を期さなければならぬ。

ここにわれわれは、北海道の開発振興に邁進せんことを期す。
右決議する。

昭和31年度予算政府案決まる

31年度予算案はその編成に当つて各省および与党内部に主として地方財政、公共事業費などをめぐつて激しい不満も出たが、1月20日夜の閣議で正式に決定した。

一般会計は歳出入とも1兆349億2千2百万円で、第一、二次大蔵原案より53億2千6百万円、30年度予算より434億6千5百万円の増となつてゐる。(3.5%の増…特に防衛関係費、地方交付税交付金、旧軍人等恩給費、原子力予算などの増加が目立っている)

政府はこれを30日国会に提出した。
経費別の主な内容は次のとおりである。

歳入

① 租税および印紙収入 国民所得の増加(4%強)による租税収入の自然増を見込み、30年度より519億円ふえて、8,267億円となる。又砂糖関税の引上げ、法人実際課税、退職給与積立金の免税範囲の縮小などで150億円見込んで給与所得控除を20%引上げの財源とした。

② 専売納付金 地方に回すタバコ消費税の税率が現行115分の15から100分の17に引上げられたため92億円の減収となるが、一方30年度に特別交付金として一般会計を繰上り45億円地方に回した分が浮くので、この分を差引くと47億7千7百万円の減に止まる。

タバコの収益は新種タバコの売出しなどによつて30年度並みを見込んでゐる。

③ 雑収入 口銀貸出の減から口銀の国庫納付金が約60億円減つたほか白民党との復活折衝で約52億9千1百万円の追加財源を必要としたため、旧朝鮮銀行、山台湾銀行など閉鎖機関の清算剰余金の吸上げて約35億円、罰金、料料、使用料、貸付料等の収入をふやして

約18億円捻出、また現行年6千円の授業料を9千円に引上げるなどの措置をとつた。

歳出

① 活生保護費 保護人員は30年度の195万人に対して2.5%増の199万8千人を見込む。

② 児童保護その他社会福祉費 児童保護費は50億円で、保育所の増設に伴う収容児童の増加を30年度の72万2千人から73万3千人にふやした。このほか母子福祉貸付金5億円、身体障害者保護費3億6千万円となる。

③ 遺家族、留守家族等援護費 遺族年金、留守家族手当などは今後の失権を見込んで支給対象を減らした。旧軍人恩給にならつて31年7月からペーン改訂を行うことになつてゐる。また現行法によると生存資料のない未婚遺者の留守家族の手当支給は31年8月で打切ると予定の支給期限を一年間延ばした。

④ 社会保険費 国民健康保険の29年度までの赤字60億円に対する政府融資10億円(30年度10億円)のほか厚生省の要求した1割国庫負担(41億円)にかかわる措置として31年度に20億円を追加、国庫負担金を合計30億円とし、10億円の融資返済は32年度以降に繰延べる。厚生省の要求との差額は標準報酬の引上げ、入院料の患者負担割合の増加などで賄う。

⑤ 失業対策費 一般失業対策費は対象人員を大蔵原案より2万8千人ふやして20万8千人とする。

この財源は最近の傾向から見て失業対策保険の支給人員(月平均31年度37万人、30年度43万人)が予定したより減りそうなのでこの経費の一部を回す。このほか特別失業対策事業(2万人吸収、労働省主管)として33億円を、緊急就労対策事業(2万人吸収、ガソリン税収による道路事業、建設省主管)に69億円を計上してゐる。

⑥ 結核対策費 3千病床の増床を予定してゐる。

雑	収	30,796	36,087	3.5	38,991	3.9	△	2,904
前	年度	38,064	38,064	3.7	40,807	4.1	△	2,743
合	計	1,029,596	1,034,922	100	991,457	100		43,465

(歳出)

重要経費別	31年度概算額			比較増減		30年度概算額		對前年度比 (△は減) (C) — (D)	
	第一次大藏 原案 (A)	第二次大藏 原案 (B)	政 府 (C)	(C) — (A)	(C) — (B)	子 算 (D)	%		
▽ 社会保障関係費	109,551	110,826	113,444	11.0%	3,893	2,618	101,214	10.2%	12,230
生活保護費	36,237	36,247	36,247	—	10	0	34,835	—	1,412
児童保護、その他社会福祉費	7,366	7,555	7,555	—	189	0	7,507	—	48
遺族及び留守家族等援護費	4,808	5,009	5,009	—	201	0	4,606	—	403
社 会 保 険 費	13,702	13,888	16,088	—	2,386	2,200	12,387	—	3,701
失業対策費	34,267	34,777	35,177	—	910	400	28,884	—	6,293
結 核 対 策 費	13,171	13,350	13,368	—	197	18	12,995	—	373
▽ 文 教 育 費	121,587	123,445	122,584	11.8	997	861	117,218	11.8	5,366
義務教育費国庫負担金	77,500	78,200	76,910	—	590	1,290	73,700	—	3,210
国立学校運営費	32,617	33,379	33,408	—	791	29	30,863	—	2,545
文 教 施 設 費	7,267	7,665	8,065	—	796	400	8,457	—	392
育 英 事 業 費	4,201	4,201	4,201	—	0	0	4,198	—	3
▽ 科 学 技 術 振 興 費	9,702	10,611	11,456	1.1	1,754	845	8,335	0.8	3,121
国 庫 振 興 費	40,530	40,530	38,440	3.7	2,090	2,090	43,357	4.4	4,917
▽ 恩 給 費	91,443	91,445	89,972	8.7	1,471	1,473	83,336	8.4	6,636
支 官 恩 給 費	17,040	17,042	17,342	—	302	300	16,400	—	942
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	74,403	74,403	72,630	—	1,773	1,773	66,936	—	5,694
▽ 地 方 交 付 税 交 付 金	159,410	159,410	162,810	15.7	3,400	3,400	137,403	13.9	25,407
▽ 防 衛 團 係 費	155,000	155,765	140,765	13.6	—	—	132,765	13.4	8,000
▽ 賠償等特殊債務処理費	—	—	10,000	1.0	—	—	10,000	1.0	0

▽ 公共事業関係係費	(143,029)	(145,647)	(151,397)	13.7	(8,368)	(5,750)	(150,079)	14.8	(1,318)
治山治水対策	133,529	136,147	141,497		7,968	5,350	146,589		5,092
道路整備	(33,359)	(34,216)					(37,217)		
港灣等整備	32,559	33,416					36,717		
食糧増産対策	(34,409)	(34,409)					(26,320)		
災害復旧関係	26,509	26,509					23,651		
飯山復興	(8,264)	(8,733)					(9,304)		
住宅対策	22,000	23,156					9,036		
公営住宅施設費	(43,767)	(43,766)					(51,310)		
住宅金融公団出資金	43,637	43,636					51,257		
日本住宅公団出資金	0	0					6,000		
出資及び投資	0	0	0	0	0	0	4,000	0.4	△ 4,000
▽ 外航船舶建造融資利子補給	3,129	3,129	3,132	0.3	3	3	3,507	0.4	△ 375
子備	13,000	8,000	8,000	0.8	△ 5,000	0	8,000	0.8	0
重要経費計	857,089	849,605	852,447	82.4	△ 4,642	2,842	813,071	82.0	39,376
▽ 雑	172,507	179,991	182,475	17.6	9,968	2,484	178,386	18.0	4,089
合 計	1,029,596	1,029,596	1,034,922	100	5,326	5,326	991,457	100	43,465

(注) ① 失業対策事業費の中には特別失業対策費35億円及び就労対策事業費69億円を含む。

- ② 公共事業関係係費におけるカマコ内は特別失業対策費及び就労対策事業費を含む。
- ③ 地方財源調整の結果として歳入(法人税及び市町交付金)について異動を生ずることがある。
- ④ 計数整理の結果、異動を生ずることがある。

昭和31年度財政投融資資金計画

政府は20日の閣議で一般会計と並んで31年度財政投融資計画と民間資金活用見込を決定した。これによると、81年度は原資、運用とも2,592億6千万円で、30年度に比べて174億3千万円の減、ほかに債券の発行、借入れ等で民間資金の活用1,369億円(30年度は623億円)を見込んでいる。これは31年度から経済の推進力を予算と同時に財政投融資計画に置くこととなつた反映である。

特に次の諸点が特色として注目される。

① 一般会計からの繰入れが30年度に比べ大幅に減少した。

② 中小企業関係金融機関を優遇するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中央金庫などを増額した。

③ 一般会計が100,349億円と30年度よりふくれたものなおいちろ不足するのをカバーするため北海道開発、道路公団など多くの対象が増加した。又、資金量が減つたのは開発銀行のみで、ほかには輸銀、国民、中小企業金融公庫などを中心として殆んど軒並み増加している。

主な内容次のとおり。

- ① 開発銀行 総資金量を360億円とし、配分は電力120億円、海運(造船)127億円、その他産業113億円とする。計画造船の市中銀行との協調融資比率は5対5(30年度8対2)とし、これにより汽船トシ数を22万トシと大蔵原案の20万トシより2万トシ増した。
- ② 電源開発 年間百万キロワット時の発電量増加を見込んで11億8千万円増の364億8千万円となつてゐる。
- ③ 輸出入銀行 548億円と140億円増加、一方プラント輸出の市中との協調融資比率も標準8対2から7対3に引下げ、これによりプラント輸出金融を円滑にし、また賠償の具体化に伴う対外経済協力の資金を確保する。
- ④ 農林漁業金融公庫 新農村建設資金の確保などのための当初案より政府資金を5億円増額、210億円とし、自己資金を合せ285億円の融資計画とする。
- ⑤ 住宅関係 政府、民間を合わせて年間43万戸の建設目標を達成するため、住宅金融公庫は自己資金を含めて30年度並みを確認したほか、住宅公団も30年度の総資金量166億円に対し31年度は213億円と47億円増加。なお、一般会計からの出資60億円(30年度)を全部削ると住宅公団の資金コストが上り、公団住宅の家賃引上げを余儀

なくするか、公団自体が赤字を余儀なくされるので、一般会計に代り産業投資特別会計が15億円を出資する。

⑥ 中小企業関係 最近の金融緩和、金利の低下という市中金融情勢の変化によつてもなお解決されないので、特に重点的に資金を配分することとし、このため国民金融公庫で57億円、中小企業金融公庫で45億円のそれぞれ貸付けのワケを扱げた。また商工中金に対して中小企業金融公庫を通じて資金運用部から10億円を融資し、生産性本部を通じて余利農産物資金から10億円を預託して組合金融の円滑を図つた。

⑦ その他 帝都高速度=地下鉄の新路線建設を3ヶ年間に達成する。

農業開発=余利農産物資金177億6千万円の半分を振向けろ。道路公団=一般会計からの出資20億円と資金運用部からの融資10億円を配分。

生産性本部=余利農産物資金10億円を振向け。国際航空=新型機の発注に備えて産業投資特別会計から10億円出資。

⑧ 地方債引受 地方財政の再建を促進する建前から当初は漸減方針を採つたが、公共事業費の復活に伴う地方団体の財政負担へのハネ返り、その他の事情をも考へて30億円を追加して1,130億円としたため引受予定総額は30年度の1,144億円とほぼ同額となつた。

⑨ 国有鉄道 新線建設を推進するため総資金量において22億円増加。

⑩ 電々公社 町村合併に伴う電話建設を進めるため、総資金量において42億円増とする。

⑪ 北海道開発公庫 本年度より新たに創設されたもので、政府出資(産業投資特別会計)10億円、資金運用部資金30億円、民間資金活用40億円で発足する。

昭和31年度財政投融資金計画

(單位 億円)

31.1.20

計

区 分	政 府 資 金				対前年度 比較増 (△は減)	公 募 債 自 己 資 金 等				合 計		
	1 年 度		30 年 度			1 年 度		30 年 度		30 年 度		
	第一次 大藏案	第二次 大藏案	政府案	30年度		第一次 大藏案	第二次 大藏案	政府案	30年度	第一次 大藏案	第二次 大藏案	政府案
▽民間への資金供給	1,560.6	1,657.6	1,669.6	1,717.9	△ 48.3	—	—	—	—	—	—	—
開 発 銀 行	90	80	80	305	△ 225	270	280	280	290	360	360	360
電 源 會 社	300.3	301.8	301.8	308.5	△ 6.7	53	63	63	44.5	353.3	364.8	364.8
輸 出 入 銀 行	245	245	245	220	25	303	303	303	188	548	548	548
農 林 業 金 融 公 庫	205	210	210	205	5	65	75	75	55	270	285	285
國 民 金 融 公 庫	100	125	125	110	15	400	400	400	358	500	525	525
中 小 企 業 金 融 公 庫	110	135	135	120	15	165	165	165	135	275	300	300
商 工 中 央 金 庫	20	10	10	10	—	—	—	—	—	—	—	—
住 宅 金 庫	186	196	196	190	6	39	39	39	45	225	235	235
住 宅 公 團	104	109	109	98	11	104	104	104	68	208	213	213
勤 勞 者 厚 生 會	55	55	55	45	10	—	—	—	—	—	—	—
道路公団(仮称)(特定道路)	30	30	30	25	5	50	50	50	—	80	80	80
帝都高速度交通	15	15	15	10	5	29	29	29	11.4	44	44	44
國 際 統 一 引 受 倉	10	10	10	10	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債 引 受 倉	—	—	—	28.9	△ 28.9	—	—	—	—	—	—	—
農 業 開 発 會 社	88.8	88.8	88.8	30	58.8	—	—	—	—	—	—	—
生 産 性 開 発 會 社	1.5	10	10	1.5	8.5	—	—	—	—	—	—	—
石 油 資 源 會 社	—	7	7	—	7	—	—	—	—	—	—	—
北 海 道 興 業 會 社	—	30	40	—	40	—	30	40	—	60	80	80
北 京 興 業 會 社	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—
▽政府事業建設投資	73	78	83	135	△ 52	—	—	—	—	—	—	—
國 有 事 業 鐵 道 會 社	50	50	55	115	△ 60	487	458	493	411	537	508	548
電 氣 公 事 業 會 社	—	—	—	—	—	540	550	555	513	540	550	555
郵 政 公 事 業 會 社	15	18	18	10	8	25	25	25	24	40	43	43

開折	8	10	10	10	—	8	7	7	5	16	17	17	15
△地	810	810	840	914	△	74	290	290	230	1,130	1,130	—	—
△そ	30	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—
合	2,473.6	2,545.6	2,592.6	2,766.9	△ 174.3	—	—	—	—	—	—	—	—

昭和31年度財政投融资原資見込

(単位 億円) 30.1.20

区分	年度			30年度	比較増	備考
	31年度	30年度	比較増			
△ 資	1,284	1,334	1,381	1,495	△ 114	国民所得の増加にも拘らず現在の倍數からみるとこの程度の減少が見込まれる。
△ 運	(900)	(950)	(990)	(1,100)	(△ 110)	
△ 回	318	318	318	217	101	
計	1,602	1,652	1,699	1,712	△ 13	
△ 簡	564	564	564	503	61	
△ 余	177.6	177.6	177.6	214	△ 36.4	
△ 所	130	152	152	338	△ 186	
△ 一	—	20	20	108	△ 88	
△ 産	—	132	132	230	△ 98	パナマ、パイナツプルかん詰の輸入差益15を含む
合	2,473.6	2,545.6	2,592.6	2,767	△ 174.3	

民間資金の活用計画

(単位 億円)

金額債(箇中を含む)

区分	年度		比較増	金額債(箇中を含む)	備考
	31年度	30年度			
開銀	280	—	280	160	141
開電	70	—	70	220	125
開出	46	—	46	85	75
開入	100	52	48	290	230
住都	16	—	16	40	—
帝路	50	—	50	10	—
合	—	—	—	1,369	623

義務教育費国庫負担金1月交付額

文部省では、30年度義務教育費国庫負担金第1.4半期分のうち1月分4,974百万円の配分を決定した。都道府県別内訳次のとおり。

義務教育費国庫負担金1月交付額

都道府県	道名	配分額	野	長	野	(単位百万円)
北海道	北海道	295	野	長	野	135
青森県	青森	67	野	長	野	86
岩手県	岩手	81	野	長	野	141
宮城県	宮城	90	野	長	野	212
山形県	山形	99	野	長	野	86
福島県	福島	89	野	長	野	46
		121	野	長	野	111
			野	長	野	223
			野	長	野	184
茨城県	茨城	112	野	長	野	41
栃木県	栃木	87	野	長	野	71
群馬県	群馬	90	野	長	野	42
埼玉県	埼玉	124	野	長	野	57
千葉県	千葉	130	野	長	野	77
東京都	東京	346	野	長	野	128
神奈川県	神奈川	148	野	長	野	109
			野	長	野	52
新潟県	新潟	156	野	長	野	48
富山県	富山	58	野	長	野	91
石川県	石川	57	野	長	野	60
福井県	福井	42	野	長	野	
福山	福山	51	野	長	野	

都道府県	道名	野	長	野	野
福山	福山	231	大	分	86
岡	岡	52	野	野	64
賀	賀	88	野	野	119
崎	崎	93	野	野	
本	本		野	野	
能	能		野	野	
合	計		野	野	4,974

30年産米の推定実收高

7,903万余石

農林省は、12月24日30年産米の推定実收高を次のように発表した。

- ① これによると、作付面積は2,929,700町歩。
- ② 推定実收高は、水稲は76,953,900石で作況指数は119%、陸稲は2,077,010石で110%、計79,030,910石となっている。
- ③ この数字は10月15日現在の予想収穫高79,034,220石に比べ、3,310石の減収でほぼ予想収穫と同じ実収高となっている。
- ④ また29年の推定実收高60,755,671石に比べ、18,275,239石の増収となり、戦前戦後を通じて最高作である。
- ⑤ なお本道は3,659,260石で、10月15日現在の予想収穫高3,612,880石より46,020石の増収で、29年の推定実收高1,826,151石に比べ1,833,109石の増収となっている。

昭和30年産水陸稲推定実収高

水 稻	道府県名	作付面積(町)	反當收量(石)	推定実収高(石)					
	全 国	2,929,700	2,629	76,953,900	三 滋 賀	67,390	2,530	1,103,200	
	北 海 道	161,570	2,281	3,558,900	大 阪	61,390	2,830	1,737,300	
	青 森 手 嶋	71,810	2,877	2,062,200	兵 庫	36,580	2,707	989,900	
	岩 手 嶋	65,321	2,781	1,814,300	京 都	30,610	2,698	825,600	
	宮 城 田	104,860	2,835	2,971,400	和 歌 山	27,750	2,766	773,700	
	秋 田 田	105,430	2,753	2,883,800	鳥 取 根 山	26,900	2,683	709,600	
	山 形 島	97,950	3,052	2,985,500	鳥 島 根 山	31,430	2,756	866,200	
	福 島 島	99,330	2,830	2,810,800	徳 島 川	49,170	2,490	1,224,100	
	茨 城 島	93,990	2,491	2,340,800	香 川 媛	80,480	2,797	2,250,500	
	栃 木 馬 玉	75,360	2,364	1,781,500	高 知	69,400	2,724	1,889,400	
	群 馬 玉	36,020	2,602	937,200	徳 島 川	64,430	2,365	1,520,900	
	埼 玉 葉 京 川	69,510	2,344	1,629,300	福 賀 崎	29,300	2,493	730,400	
	千 葉 京 川	101,600	2,610	2,649,900	香 川 媛	36,000	2,864	1,030,800	
	東 京 京 川	7,240	2,208	159,900	愛 媛 高 知	40,460	2,621	1,059,900	
	神 奈 川	17,340	2,471	428,500	高 知	36,600	2,009	734,900	
	新 潟 山 川	177,990	2,776	4,940,700	福 賀 崎	93,180	2,656	2,474,900	
	山 川 井	73,310	2,714	1,989,600	佐 賀 崎	52,770	2,671	1,409,300	
	石 川 井	51,150	2,727	1,394,900	長 門 崎	30,530	2,181	665,400	
	福 井 井	46,510	2,634	1,225,100	熊 本 崎	74,030	2,536	1,877,400	
	山 梨 野 早 岡	17,300	2,883	498,800	大 分 崎	51,210	2,515	1,287,700	
	山 梨 野 早 岡	70,810	3,381	2,393,700	宮 崎 鹿 島	46,920	1,884	883,400	
	長 崎 野 早 岡	61,910	2,682	1,660,400	鹿 島	55,540	2,179	1,209,800	
	岐 野 早 岡	56,310	2,340	1,317,400	北 海 道 内 課	122,790	2,314	2,820,300	
	愛 知	85,750	2,447	2,097,800	札幌 幌 見 館 広	8,060	2,203	177,600	
					北 海 道 内 課	22,240	2,205	489,700	
					帯 広	8,480	2,069	171,300	

水陸種計

道府県名	推定実收高石(石)	二十九年推定実收高 に對する増減(石)	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	鹿兒島	北海道内訳	札幌	北見	函館	帯広			
全 国	79,030,910	18,275,230	1,737,660	990,520	825,780	2,467,260	774,540	711,200	871,100	1,224,580	2,253,900	1,892,300	1,521,270	736,700	1,031,250	1,062,400	738,800	2,484,100	1,412,800	676,700	1,986,000	1,311,200	935,400	1,385,500	2,820,420	1,214,780	176,400	310,710	131,210				
北海道	3,659,260	1,833,100																															
青 森	2,067,400	733,700																															
岩 手	1,823,700	452,400																															
宮 城	2,977,200	638,100																															
伊 豆	2,891,700	435,600																															
秋 田	2,988,000	320,800																															
山 形	2,849,300	662,300																															
福 島																																	
茨 城	2,623,300	307,600																															
栃 木	2,027,400	440,000																															
群 馬	1,172,800	244,000																															
群 芳	1,907,900	353,000																															
埼 玉	2,781,000	515,700																															
千 葉	278,400	71,000																															
東 京	571,800	119,300																															
神 奈 川																																	
新 潟	4,943,900	436,200																															
山 梨	1,990,170	373,390																															
石 川	1,394,980	159,850																															
福 井	1,225,740	261,230																															
山 梨	511,500	92,500																															
山 梨	2,399,500	424,600																															
山 梨	1,684,300	399,600																															
山 梨	1,367,200	197,200																															
山 梨	2,139,000	413,900																															
山 梨	1,724,500	559,500																															



地方行政疑義問答集

議会における発言取消

(昭和三十年九月六日自庁行発第一二八号)
滋賀県総務部長宛行政課長回答

問 定例市会において甲議員より乙議員(土木建築業)に対し、乙議員の市に対する請負の土木工事に不正ありと指摘、両者間にて質疑応答がとりかわされたのであるが、市会終了後、乙議員より不隠当の個所ありこれが取消し方を甲議員に要求した。

その後議長、副議長等も中に入り折衝の結果甲議員は全面的に取消しを承諾した。

この場合甲議員は取消しの意思はあるが次期市会の当日やむを得ず出席できない場合左の方法にてその発言取消しが出来得るや否や。

1 甲議員が発言取消しの書面を丙議員に委任することができるか。

2 甲議員が議長宛に何月何日の市会に於ける発言中不隠当個所の全面取消しを書面をもつて提出した場合。

答 設問の場合、2の方法により、議長から議会にその旨の報告をすることが適当である。

地方自治法第九十七條第二項の規定に関する 解釈について

(昭和三十年十月十三日自庁行発第六一号)
岡山県総務部長宛行政部長回答

問 地方自治法第九十七條第二項但書に規定する歳入歳出予算の提出の権限を侵害する増額修正とは、通例「原案でない新たな事項を付加する修正」といわれているが、「原案でない新たな事項」の解釈如何。「原案でない新たな事項」とは、長の提出した歳入歳出予算に含まれていないか、または事業の性質或いは内容からみて、明らかに原案では予想していない事項の意である。従つて、かかる事項について増額修正することは、提案権を侵害するものと解される。

地方自治法第三百三十三條の疑義について

(昭和三十年十一月一日自庁行発第一五九号)
高知県東京事務所長宛行政課長回答

問 地方自治法第三百三十三條の侮辱を受けた議員の相手方とは、議員に限られる意か。又は、議員に限らず新聞記者および執行機関の要員等にも及ぶ意か。

答 前段お見込のとおり。

報道から拾う

「緊急逮捕」は合憲

緊急逮捕とは、死刑または無期もしくは長期三年以上の懲役もしくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うにたりる十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めるいとまのない場合に、その理由を告げて被疑者の身柄を拘束することをいい、刑事訴訟法第二百十条により認められているものであるが、この合憲性については憲法施行当時からすでに問題とされて来たところで、学説も一致せず現在まで未解決のまま残されて来た大きな問題であつた。

ところが今回最高裁は「刑事訴訟法第二百十条により緊急逮捕を行った場合捜査官憲は直ちに逮捕状を求める手続を行い、もし逮捕状が発せられないときは直ちに被疑者を釈放すべきことを定めており、このような厳格な制約の下に罪状の重い一定の犯罪のみについて、緊急やむを得ない場合に限り、逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状の発行を求めることを条件として被疑者の逮捕を認めることは、憲法第三十三条の規定の趣旨に反するものではない。」として緊急逮捕を合憲であるとの判決を行つたが、この判例の多数意見の骨子である逮捕後直ちに裁判官の審査を求め、審査を通過すれば追認的逮捕状がでるので、その逮捕手続全体としては令状による逮捕といえるが、もし追認されなかつた場合どうなるかということが問題として残り注目される。

景品の買戻しは風俗営業取締法違反

最高裁パチンコに新判例

パチンコの景品をその店で買戻すことは巷間見うけられるところであるが、客年長野県においてこの種の行為に関し、風俗営業取締法第三条にもとづく長野県風俗営業取締法施行条例第十八条により、「著しく射倖心をそそるもの」とし同法違反として起訴され、罰金刑を言渡されたことについて、被告は同法第三条は「条例によつて営業の場所、時間、構造設備等について善良の風俗を害する行為を防止するため必要な制限を定めることができる。」旨を定めているが買戻しを禁止した県条例はこの範囲を逸脱し同法第三条の解釈を誤つたものであり、憲法第九十四条に違反するものであるとして控訴、東京高裁で棄却、さらに上告し、このことを主張していたものであるが、十二月八日最高裁は「風俗営業取締法第三条は、広くこの種営業に関し、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を条例を以て定め得ることを規定したものと解するを相当とするから、長野県風俗営業取締法施行条例第十八条が遊技場の営業者又は従業者が賭博に類似する行為、その他著しく射倖心をそそるような行為をし又はさせてはならない旨を定めたものであるから、右取締法第三条所定の範囲を逸脱したものということはできない。」として同条例は違憲でないとの決定を下した。

従つて景品を買戻す行為は、風俗営業取締法にもとづく長野県風俗営業取締法施行条例第十八条に違反する行為となるわけで、このことは同条例と同様の条例を施行している本道をはじめ各都府県にとつても関心事であり注目される訳であるが、取締り当局としては、パチンコ屋の営業者と直接関係のない人達によつて行われる景品買戻しは業者と雇傭関係がない以上その取締りは、この条例違反として強行できないと言つて

参考

長野県風俗営業取締法施行条例第十八条には、遊戯場の営業者の遵守事項として「賭博に類似する行為その他著しく射撃心を生ずる行為をし又はさせないこと」と規定するが、本道の場合は、第二十二條一號に右と同趣旨の規定があり、更に同條4號には「景品として交付した物品を買いもどしてはならないこと」が規定され、一段と明確にされている。

独禁法の緊急停止命令を喰った

二億円の福引抽籤付新聞販売

近時新聞業界に限らずあらゆる業界に販売競争の激化が伝えられているとき、大阪読売新聞社の計画した「発刊三週年記念二億円大奉仕」という福引抽籤付新聞販売は、昭和二十九年「新聞販売綱領」によつて確立された新聞業界の商慣習に反し、公正なる競争を妨げる虞があり独占禁止法、公正取引委員会告示等に違反する疑があるとして公正取引委員会は「委員会の審決があるまで新聞に発表した福引の実行を中止すること及びこの趣旨を周知させる適当な措置をとらなければならない。」とすることを申立て、これに対して東京高裁は独禁法第六十七条により次の理由によりその申立を認容した。

このことは、先にも大新聞がその販売店との間に地方新聞の不売を實行しようとして独禁法第六十七条による緊急停止命令を受けた事例があり新聞業界の複雑な事情を物語るものであり、本決定の社会的な影響も相当大きいものがあるものと思われ注目される。

判決理由要旨

被申立人(大阪読売新聞社)の企画発表した福引抽籤付新聞販売(二等現金

百万円十本、二等テレビ受信機、電気冷蔵庫、高級カメラ等五十本等々)によつて、あらたに多数の同紙継続購読者を生んだほか、競争紙である朝日、毎日その他多数の他の新聞にも多大の脅威を与へている。

昭和二十九年末日本新聞協会の「新聞販売綱領」によつて「購読の勧誘は新聞自体のもつ価値によつて行い、景品等の供生をもつてなすべきでないこと」という新聞業界の商慣習が確立されたが、新聞のもつ文化的、公共的使命にかんがみるとき、この様な商慣習はよくその使命にかなう正常なものであり、前記の如き福引はその規模内容において不当な利益を同新聞の購読者たる者に与えようとするものであり、直接又は間接に競争者である他の新聞社の顧客を不当に自己と取引しようとするものであり、これにより新聞販売分野における公正な競争を妨げるおそれあるものであつて、この行為は独占禁止法第二條第七項第三号、昭和二十八年公正取引委員会告示第十一号不公正な取引方法の六に該当し、同法第十九条に違反する疑がある。

参考条文

独占禁止法

第二條 ⑦ この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。
■ 不当に競争者の顧客を自己と取引しようとする誘引し又は強制すること。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。
第六十七条 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第三條……第十九条の規定に違反する疑のある行為をしていゝるものに対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員の仕事の執行を一時停止すべきを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

昭和二十八年公正取引委員会告示一號不公正な取引方法の六
正常な商慣習に照して不当な利益または不利益をもつて、直接または間接に、競争者の顧客を自己と取引しようとする誘引し、または強制すること。

圖書室だより

各官公庁・その他よりの
受贈図書

図 書 名	受贈先
レフアレンス 別冊及び五八号	調査立法考査局
誦書春秋 十号	春秋会
平和条約締結状況列国との国交回復 状況一覽表	外務省
世界の動き 四三、四四号	厚生省
厚生広報 十九、二十号	厚生省
資料月報 九月号	通産省
経済分析 一八号	通産省
非鉄金属製品統計月報 一九五五、一九五八号	同
最近における主要産業の経営の動向 商業動態統計季報(四一六)	同
繊維統計月報 十月号	同
資料月報 十、十一号	同
非鉄金属等需給統計月報 九、十月号	同
百貨店販流統計月報 十月号	同
鉱山製錬統計月報 十月号	同
日用品統計月報 九、十月号	同
機械統計月報 九、十月号	同
皮革統計月報 九、十月号	同
窯業統計月報 九、十月号	同
ゴム統計月報 九、十月号	同

石油統計月報 十月号	通産省
石炭需給統計月報 九月号	同
鉄鋼統計月報 九、十月号	同
道産統計速報 九月号	同
非鉄金属等需給統計年報 二九年	同
石炭生産統計月報 十月号	同
コークス統計月報 十月号	同
建材統計月報 九、十月号	同
調査時報 十号	調査連
収書連報 一九五五、二二〇二号	同
文部省第八十年報	文部省
文部広報 一二二、一三〇号	同
文部省刊行物目録 十二集	同
教育委員会月報 五九号	同
国立初等中等学校教育の調査報告書 二八年	同
ニユースレター 三二二号	同
学校衛生統計報告書 二九年	同
教育統計 二七号	同
国内出版物目録 二九定期刊行物	国会図書館
国立国会図書館 九号	同
納本速報 一五、一八号	同
海上保安庁公報 三〇八、三二三号	海上保安庁
図書館だより 九号	同
週刊労働 五二八、五三四号	労働省
農林水産統計月報 九、十月号	農林省
研究報告 八一号及び解説	同
農業情報 十月号、特別号	同
林業新知識 十月号	同
森林防疫ニユース 八、九月号	同
北陸農業研究 三月号	同

林野時報 十号	農林省
農林統計調査 十号	同
図書月報 四号	同
第六八登記統計年報 二九年	同
政調シリーズ 三二号	同
日本社会新聞 五四七、五五〇号	同
図書月報 九号	同
海底線布設区間明調書 三〇・三・三一現在	電々公社
施設 九、十一月号	同
郵政統計月報 十月号	同
栃木県議会月報 十一月号	同
滋賀県議会時報 三六号	同
神奈川県議会時報 九、十月号	同
群馬県議会時報 十一、十二月号	同
奈良県議会時報 二三号	同
鳥取県議会月報 十、十一合併号	同
長野県議会資料 五一、五二号	同
岩手県財政報告書 第十六回	同
新潟県議会提要 十号	同
大阪府会 十、十一合併号	同
埼玉県議時報 No. 17	同
東京都議会月報 八、九合併号	同

昭和三十一年一月二十日発行

北海道議会時報

(第八卷第一號)

編集

北海道議会議務局調査課

発行

北海道議会議務局

十二月のメモ

- 1 ○中国学術視察団一行郭沫若氏外四名来日。
- 民自党道開発委員長など決る、委員長に広川弘禪氏。
- 地方財政赤字対策閣議で決定。
- 2 ○公共事業費の削減決る。本道は七%六億九千万円。
- ライン強行突破を試むとの東京電に接し、韓国は全警備艇に出動命令、
ラインの緊急警戒。
- 3 ○第二十三臨時国会再開さる。
- 中共帰国の興安丸乗船拒否問題解決。
- 4 ○奄美大島名瀬市で大火、九百五十戸を全焼。
- ブラツカー米陸軍長官来日。
- カンボジア首相来日。
- 興安丸舞鶴を出発。
- 6 ○国勢調査中間集計纏る、総人口八千九百二十六万人。
- 閣僚懇談会で公務員期末手当○・二五カ月分増額に一致。
- 7 ○アトリー英労働党党首辞任。
- 水産庁三十一年度北洋漁業の許可方針を発表、西カムチャツカ十九船団、東
カムチャツカ十二船団等。
- 9 ○農林省で集約酪農三十一地域を指定。
- 日本、カンボジア友好条約調印。
- 10 ○アジア原子力センターマニラへ設置決る。
- 片山元首相ら日本民間人の中共接触活潑化について米大使館警告。
- 北海道開発公庫案自民党道開発特別委員会で承認。
- 11 ○南極観測予備調査船出発。
- ソ・印首脳会談始る。
- 第五次ソ連帰国者四十三名舞鶴に着く。
- 国連政治委員会で軍縮に関する米、英、仏、加、四国共同修正決議案を採決。
- ソ連で六十四万名の兵員縮少発表。(モスクワ放送)
- 12 ○昭和三十年交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算案を衆院で可決。
- 13 ○星野直樹氏仮出所。
- 14 ○日本の国連加盟安保理事会で、ソ連の拒否権により葬らる。
- 15 ○日韓問題に関する決議案衆院で可決。
- 英労働党新党首にゲイツケル氏当選。
- 16 ○明年度北洋独航船割当決る。本道は二百二十四隻。
- 第二十三臨時国会閉会。
- 17 ○木戸幸一、大島浩両氏仮出所
- 日韓貿易一月一日から再開、韓国発表。
- アジア野球選手権日本の初優勝なる。
- 18 ○本道初の土佐犬闘技大会開く。(札幌)
- 興安丸けさ舞鶴に入港。
- 19 ○朴前北鮮副首相に死刑(平壤発)
- 音問無き衆議会で「正力構想」を発表、官民合同で開発会社資本金百億円。
- 20 ○第二十四回通常国会開く。
- 第四回定例道議会開く。
- 21 ○第十回国連総会終る。
- 22 ○原子力委員に、有沢広己、湯川秀樹、石川一郎、藤岡山夫の四氏決る。
- 衆院本会議で道開発決議案可決。
- 24 ○タイ国外相来日。
- 緒方代行委員来道。
- 自民党道支部発足。
- 26 ○ソ連最高会議開く(三十日閉会)
- 電力六カ年計画通産省案成る。六百万KW
- 27 ○原子力委員長に正力松太郎氏決定。
- 本道太平洋岸一帯に高潮、死者二、行方不明二、家屋浸水三百四、磯舟流失
九十四。
- 29 ○米空軍長官来日。
- 極東空軍引続き増強、米空軍長官言明。
- 津軽海峡時化る、青函連絡船丸二日貨客船で五十二本欠航、函館に残客五千
五百人。
- 30 ○第四回定例道議会閉会。
- 青函連絡路ようやく再開。
- 函館で貨車二十両立往生。